

平成25年(東)第1479号ほか 浪江町原発ADR集団申立事件
申立人
相手方 東京電力株式会社

第 5 準 備 書 面

平成26年2月24日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

申立人ら復代理人 弁護士 日 置 雅 晴



同 弁護士 濱 野 泰 嘉



(目次)

第1 はじめに	
1 本準備書面の目的	2
2 本準備書面の概要	2
第2 各証拠から明らかになった損害	
1 放射能被曝の恐怖感・深刻な危惧感、被曝に起因する その他の精神的苦痛	2
2 避難所・仮設住宅等で避難生活を余儀なくされ、帰還 できない間の精神的損害	11
3 家族・地域生活(コミュニティ)の破壊と喪失の損害	36
第3 本準備書面の結論	54

第1 はじめに

1 本準備書面の目的

本準備書面では、これまでの証拠を総合的に整理し、被害の各事実を明らかにする。また、各被害が相互に絡み合い、またすべての被害者についてすべての被害事実が潜在的に存在すること、さらにこれらの損害は個別に分断して積み上げることでは正確に把握することはできず、これらを総体的に評価しなければならないことを、事実の面から明らかにする。

すなわち本準備書面は、申立人の主張が正当であり、浪江町民に一律加算賠償がなされるべきことを裏付ける事実の主張として、浪江町民の被った損害を整理するものである。

2 本準備書面の概要

本準備書面ではまず、申立人らが当初申立書で主張立証した各損害について、その後に提出された各証拠によってどのように立証されたかを、基本的に申立書の該当部分に即して検討していく。そしてその中で、極力証拠の整理も行うとともに、明らかになった本件原発事故による損害の特質についても触れていくこととする。そのうえで最後に、浪江町民に係る損害の把握、算定、そして賠償の方法等について、本準備書面での結論を述べることとする。

第2 各証拠から明らかになった損害

1 放射能被曝の恐怖感・深刻な危惧感、被曝に起因するその他の精神的苦痛

(1) 浪江町被害実態報告書によれば、浪江町民は、被曝に対する不安が全体的に強く、中でも放射能が見えない恐怖、低線量被曝の影響など、放射能の身体への直接的影響への恐怖、不安が強いとの結果が出ている（甲 100・58 頁）。

この精神的苦痛には、①浪江町住民のように、避難途上の数日間、SPEEDI などによる汚染情報が与えられなかつたため、高濃度汚染地域を避難し続けたことによる被ばくの恐怖もあるし（避難中の恐怖感一後に述べる、（飯館村長泥地区住民のように）情報が与えられず、かつ避難区域の指定が遅れたために高濃度汚染地区への滞在を余儀なくされた「4日間についての恐怖」、それとは別の、被曝による、「漠然とした不安」にとどまらない、将来にわたる深刻な健康被害の危惧感）、②高濃度汚染地区に一定期間居住し続けたことによる被曝の恐怖感・深刻な危惧感（とりわけ、将来にわたっての健康被害の恐怖感・深刻な危惧感）、③被曝に起因するその他の精神的苦痛（被曝を理由とする差別、偏見による精神的苦痛など）がある。

(2) この精神的苦痛について申立人らは、申立書では、以下のように指摘した。

福島第一原子力発電所 3、4 号機が爆発した 14 日及び 15 日は雨と雪に見舞われ、放射性物質を付着させながら津島地区に降り注いだ。この間、多くの町民は沿岸部よりも避難先の津島地区の方が汚染されているとも知らずに、屋外において、炊き出し等に従事したり、並んで配給を受けるなどをしており、避難民の中でも特に多量の被曝を余儀なくされることとなった。これは、浪江町民に過剰な被曝とその事実を知ることで不要な心理的負荷をもたらすこととなった。(申立書 17 頁)

この点について、津島地区に避難を誘導した町職員である は、津島地区での避難状況を以下のように語っている。

「3月 12 日は、国道 114 号線が車で渋滞し、通常であれば 20 分程度の距離が 3 時間ないし 4 時間程度かかるほどの混乱状況だった」「8000 人程度の浪江町民が人口 1400 人程度の津島地区に押し寄せ、津島地区にある津島小学校、浪江中学校、浪江高校、津島活性化センターは避難所として使用されたが、おさまりきらず、車中での避難生活を余儀なくされた者もいた。」「津島に避難した者は、屋外に出て用を足したり、炊き出しを受けたり、配給を受けたりしていた。津島地区の赤字木集会所では、用を足すために屋外に穴を掘り、くみ取り式のトイレを作った。トイレに行くたびに避難民は高線量の放射線が飛散している屋外にでることになった。」「また、津島は安全だと信じていたことから、子どもたちは屋外で遊んでいた。結果的に、大人だけでなく放射線の影響を受けやすい子どもたちを被ばくさせてしまったことは、今悔やんでも悔やみきれない。津島が危険だということをどうしてもっと早く教えてもらえたかったのか」(現地調査、現地調査資料)。

ここからは、浪江町民に過剰な被曝がさせられたこと及びその事実を知ることによって、町民に不要な心理的負荷をもたらしていることが明らかである。

(3) さらに申立人らは、被曝の恐怖や精神的苦痛について、申立書で以下のように指摘した。

また町民たちは、爆発の恐怖（上記の通り、爆発音が聞こえた避難所もあつた。）や被曝による急性症状だけでなく、低線量被曝の有無やその影響についての不安にも駆られていた（もちろん、その恐怖は現在まで続いている。）。放射線は目に見えないしよく分からない。自分が被曝したのかも、被曝したとしてそれがどのような影響があるのかも分からないのであるから、徒に恐怖感が募っていくのである。「人間などの生物が放射線によりどのような影響、特に健康影響を被るのかについては様々な意見が存在しており、その結果、どの程度までの放射能レベルなら安全かあるいは甘受すべきかをめぐっては深刻な論争が存在する。特に放射線被曝による人体影響の有無に関する様々な見解は、一般人にはきわめて分かりにくく。長期的影響の有無や閾値の存否といった問題も実証データの不足や政策的なバイアスにより、何を信じてよいのかにわかには判断が困難である。自分はどうなってしまうのだろう、子どもに悪い影響はないだろうか、将来結婚をして子どもを産んでも大丈夫なのか、といった、先行きの見えない不安の苦痛は想像を超えるものがある。（申立書 18 頁）

この点について、申立人　　は、陳述書において、「娘たちがどのタイミングで被曝をしたのかは、今となっては定かではありません。ですが、内部被ばく検査に引っかかったときには、私は、大きなショックを受けると同時に、目に見えない放射線に対する恐怖を改めて感じました。そしてこの現実を将来ある子どもに背負わなければならないことを思うと、子どもへの申し訳なさとともに、東電への怒りを感じます。」と述べている（意見陳述、甲 141・12 頁）。

また申立人　　は、陳述書において、平成 23 年 8 月の内部被曝検査で娘二人の数値が高いという結果が出たことについて、「検査結果に大きなショックを受けたのはもちろん、数値が高い理由すらも特定できないことについて、目に見えない放射線に対する恐怖を改めて感じました。二本松では、川で遊びたいという娘たちに対し、時間を制限して遊ばせたのですが、外に出すべきではなかったと心から後悔しました。」と述べている（意見陳述、甲 142・12~13 頁）。そして同人は、意見陳述においても、母親としての立場から、「娘たちは、将来、結婚して、妊娠して、出産して、母親になります。このままでは、娘たちが安心して大人になり、母親になることができません。娘の結婚相手に、被ばくしたことについて何か言われたらどうしよう、と不安に思うことすらあります。子の健康を守るのは、親

の義務です。今の状態では、娘たちを安心させてあげられることができません。親として、自分の子どもに将来の安心を与えてあげることができないなんて、本当に辛いことです。」と涙ながらに述べた（意見陳述）。

さらに、申立人は、一時的に避難した津島活性化センターでの被爆に関して、「原発事故の被災者で甲状腺癌が発見された人や、甲状腺癌の可能性があると指摘された人が増えていると聞きます。私たち夫婦は、津島に4日間避難していました。当時の津島の線量は非常に高かったと聞きます。その津島で、子どもは外でボール遊びなどをし、大人も外を散歩し、生水を飲み、その生水で炊いたご飯で焼き出しを行っていたのです。私たちが少なからず被曝したことは事実であり、今後癌になるのではないかととても心配しています」「東京電力は、その津島に放射線の線量が多く飛散していたのを知っているながら、私たちにそれを知らせず、放射線被曝をさせたのです。東京電力はなんて私たちにひどいことをしているんだろう、と腹が立ちました。」と述べている（甲 143・8 頁以下）。

さらに、浪江町被害実態報告書に集約された町民の声では、「後に津島が線量が高いことを知り、将来への不安が大きくなりました。検査では正常でしたらが不安です。」（30代女性）、「今考えてみれば、指示に従って、一番最初に避難したところが津島であり、その後長期間滞在したのが、福島で、身体のどこかにいずれ異常ができるのではないかという不安がある。学者の話も多岐にわたり、信頼できない気分になっている。」（60代男性）などのコメントも多数みられている（甲 100・58 頁）。

被曝に起因する町民全体の精神的苦痛の存在は明らかである。

- (4) なお請戸地区の住民は、津波の被害にも襲われた（甲 140・36～41 頁、甲 146 の 1）。住民の多くは、高台の地へ避難したが、津波の難を逃れている途中、家族の所在が分からずに不安を抱えていた者も多数いた。その者たちは、家族の身元を確認できないまま、被曝を避けるために、不本意ながら故郷と津波被害を受けた家族を見捨てた形での避難を余儀なくされた。そしてその後、放射能の影響により津波による犠牲者の捜索は、1か月以上も放置され、4月 14 日まで実施することができなかつた（現地調査における渡辺副町長の陳述）。これもまさに、原発事故による被害に他ならない。

(5) また、とくに、子どもへの影響について、申立書では下記のように主張した。

(ア) 被曝による身体的影響

被曝による身体的影響について、一般に、甲状腺機能低下、甲状腺癌を中心とした各種癌、白血病、染色体異常等の遺伝子変異、先天性疾患等の可能性が言わわれているところであるが、子どもは大人と比べて、放射線感受性が高く、放射線誘発性発がんに対する感受性も高いだけでなく、体重あたりの分時換気量が大人より多いので、大人より大量の放射性物質を吸引するために体内被曝を受けやすいといわれている（甲 80）。

このように、子どもは、被曝によって、大人よりも身体に大きな影響を受けることから、将来、甲状腺癌に罹患する等被曝による身体的影響が現れるおそれは大きい。（申立書 66 頁）

この点について、一般的にも上記の「原発事故の被災者で甲状腺癌が発見された人や、甲状腺癌の可能性があると指摘された人が増えていると聞きます。」（甲 143・8 頁以下）という状況にあること加え、これもすでに述べたように申立人も陳述書において、平成 23 年 8 月の内部被曝検査で娘二人の数値が高いという結果が出たことについて、「検査結果に大きなショックを受けたのはもちろん、数値が高い理由すらも特定できないことについて、目に見えない放射線に対する恐怖を改めて感じました。二本松では、川で遊びたいという娘たちに対し、時間を制限して遊ばせたのですが、外に出すべきではなかったと心から後悔しました。」と述べている（意見陳述、甲 142・12～13 頁）。そして同人は、意見陳述においても、母親としての立場から、「娘たちは、将来、結婚して、妊娠して、出産して、母親になります。このままでは、娘たちが安心して大人になり、母親になることができません。娘の結婚相手に、被ばくしたことについて何か言われたらどうしよう、と不安に思うことすらあります。子の健康を守るのは、親の義務です。今の状態では、娘たちを安心させてあげられることができません。親として、自分の子どもに将来の安心を与えてあげることができないなんて、本当に辛いことです。」と涙ながらに述べた（意見陳述）。そして浪江町被害実態報告書の町民の声では、「放射線を浴びたことによって子供の頭痛や吐き気やただの風邪さえも心配になる。」（30 代女性）などのコメントが多数みられている（甲 100・60 頁）。

すなわち、現に子どもの健康面に影響が出ていること、またそれに対する子どもだけでなく大人の精神的苦痛も著しく、大人の精神的苦痛との連関していることが明らかである。

(6) なお子ども自身の精神的苦痛については、申立書では以下のように続いている。

また、子どもは、大人と比べて、被曝による心理的ストレスにより、心の症状のみならず身体的症状も現れやすく、子どもの成長や発達の妨げになり得る。

(イ) 被曝による精神的影響

成長の過程にある子どもにとって、本件事故によって引き起こされた放射能による被曝等の環境汚染に曝露されることは、その後の精神的な成長、発達に極めて深刻な影響を及ぼす危険性があるといえる。

子どもは、本件事故による被曝のために、「いつか自分は癌に罹るのではないか」等、将来に亘って常に被曝による身体的影響のおそれを抱え続けて生きていかなければならぬのであって、将来の健康状態に対する不安は特に大きい。(申立書 66 頁)

この点についても、浪江町被害実態報告書の町民の声では、「子供たちは内部被曝検査や甲状腺検査などをするたびに大丈夫かなと心配しています。なぜこんな小さな子供たちが原発のせいで脅え心配しなければならないのか許せない気持ちでいっぱいです。子供でも放射線・放射能を覚え危惧しています。今後の子供たちの将来の健康と精神面の苦痛が心配でなりません。…子供たちの健康障害の不安、学力不安、将来の不安のため、不眠・ストレスが時間がたてばたつほど増しています。」(40代男性)などのコメントがみられた(甲 100・60 頁)。もちろん、すでに述べたように、この子どもの不安を見る大人の精神的苦痛も、非常に大きなものである。

(7) さらに申立書では、被曝による精神的苦痛のうち将来への影響等に関する苦痛について、以下のように続く。

また、将来、産まれてくる自分たちの子どもに遺伝子変異、先天性疾患等の被曝による影響が現れることをおそれ、子どもが、将来、結婚、出産に消極的になってしまうこともあり得る。(申立書 66 頁)

この点についても、浪江町被害実態報告書の町民の声では、「自分は結婚を諦めている。もし良縁があったとしても被曝のことを考慮すると、どれ

くらいたDNAに損傷を受けて、子孫にどのような悪影響を与えてくるか解らないので子供をもうけることも考えてしまう。いずれの選択をするにも断腸の思いで決断しなければならず、ご先祖たちにも大変に申し訳ない。」(30代男性)などのコメントがみられている(甲100・59頁)。

(8) さらに申立書には、以下のような主張が続く。

(ウ) 被曝による差別・偏見

平成24年7月、公益財団法人日本生態系協会会长の池谷奉文氏が、福島第一原発事故の影響に関する講演において、「放射能雲が通った地域の人々は結婚しない方がいい。結婚して子どもを産むと奇形発生率が上がる」と発言したことが、差別発言として報道等で問題となっており(甲81)、被曝したことがすでに差別・偏見の対象とされていることは明らかであるが、子どもたちは、将来、ずっとこのような差別・偏見と闘ついていかなくてはならない。(申立書66頁)

このような子どもが受けれる差別・偏見については、浪江町被害実態報告書の町民の声では、「子供が一番精神的につらい思いをしたと思います。福島から来たということでクラスの子に『放射能』を浴びてると言われて帰ってきたこともあります。」(30代女性)などのコメントがみられた(甲100・141頁)。そしてこれも、子どもだけに存在する精神的苦痛ではなく、それを見聞きする親、そして広く浪江町民に共通する精神的苦痛である。

(9) また、9月30日付準備書面では、被曝による精神的苦痛について、このように述べた。

これら（注：町民への差別、偏見、嫌がらせ等）の中には、将来にわたる健康被害への不安から、差別や偏見が生じているものもあるが、それだけではなく、健康被害以外の面から差別や偏見が生じているものもある。とりわけ子どもや未成年者については、被ばくによる健康被害がすぐには明らかにはならないことや、これから結婚、出産を控え、遺伝等についても心配しなければならないことからすれば、このような差別、偏見の問題はより深刻なものとなる。確かに、このような差別、偏見については差別、偏見をする者が悪いという面があることは否定できないが、一方で実態のよくわからない被ばくについてこのような差別、偏見が生じてしまってもやむを得ない面もある。そして、本件事故で被ばくさえしなければこのような問題が起きなかつたことを考えれば、差別、偏見についても精神的損害は東電が賠償すべきと考える。（同準備書面9頁）

町民への差別・偏見が著しいことはすでに明らかである。

この点について、浪江町被害実態報告書の町民の声では、「避難しているアパートの住民から、『福島の人は新潟のことを知らないんだから余計なことはしないでよ』と言われる。避難当初は『大変だね！何かあつたら助けるから！』などと言われていたが、現在は『お金をもらえるんだからいいじゃない。こっちで家を買うことができるくらいもらっているんでしょう』などといわれ、自由に買い物をすることもできない。お金で今ある普通の生活を売れるのか。納屋もなく、車も自転車も劣化が激しい。買えば『金持ちだね』といわれ、買わなきゃ『賠償で買えば？』と言われる。悔しい。先日、福島のお土産を渡したら受け取りを拒否された。まるで汚染された福島の土産など受け取れないとでも言わんばかりである。日頃のお礼にもらったお土産を賞味期限切れで処分すれば『福島の人は物を無駄にするのか』と陰口を言われる。何か悪いことしましたか？悔しい、悲しい。」（30代男性）などのコメントがみられた（甲 100・141 頁）。

また申立人：_____は、南相馬市原町区に避難しているが、避難費用の終期が到来したと扱われている周辺住民から、「浪江はまだいいよな」と言われ、「補償をもらって遊び三昧だと思われているようで、つらいです。」と述べている（甲 136・9 頁）。同人は、1月31日の口頭審理においても、浪江町の自宅に一時帰宅して荷物を運び出そうとした際、友人に手伝いを頼んだところ、「原発の放射能のあるところへは行けない」と断られ、非常

にショックを受けた経験を涙ながらに語った（意見陳述）。

このように、被ばくによる差別は、単に知らない人々からの「偏見」だけではなく、これまでの友人知人関係の中ですら起こりうるものなのであって、その精神的苦痛は図りしれない。そしてこの苦痛は原発事故さえなければ生じなかつたものであるから、相手方により当然に賠償されるべきものなのである。

(10) また、同準備書面では、損害として、通報連絡協定違反に係る、以下の点も指摘した。

今回の地震において、地震発生から 4 日後である 3 月 15 日に浪江町が二本松市へ全町避難するまでの間、東電から浪江町に原発事故について連絡を受けることは一度もなかつた。これは明確に通報連絡協定に違反している。そして、ただ単に通報連絡協定に違反したというだけではなく、通報連絡協定に違反したことによって浪江町の町民は 3 日間情報を与えられず不安な状況にさらされた。さらに、情報が伝えられなかつたことによって不要な被ばくを受けることにもなつた。これらは当然慰謝料の対象となるべきである。（同準備書面 9 頁）。

この点についても、浪江町被害実態報告書の町民の声で「浪江町民だけが、原発事故を知らずに一番放射能の高い地域へ避難させられたことに怒りを感じている。」（40 代女性）とのコメントなど、被曝そのものの精神的苦痛とは別に、町民全体の精神的苦痛の大きな原因となっていることが明らかである。（甲 100・58 頁）。

2 避難所・仮設住宅等で避難生活を余儀なくされ、帰還できない間の精神的損害

(1) 浪江町被害実態報告書によれば、浪江町民は、現状の生活環境・状況について、未だに強い精神的苦痛を有しているとの結果が出ている（甲 100・23 頁）。

この点について、申立書においては、仮設住宅や借り上げ住宅の現状を紹介した上で（申立書 30 頁）、避難生活において、避難住民が一様に受けている、深刻な精神上、物質上、生活上の深刻な影響や不利益を次のように指摘していた。

（ア）仮設住宅等の狭さ

50 坪、100 坪という単位の土地上の広い建物で、2 世代、3 世代で生活することが当たり前であった浪江町民にとって仮設住宅等は狭く、町民のストレスになっている。（申立書 61 頁）

こういった仮設住宅棟の狭さについて、現実的に実生活に不便さをもたらしている例として、たとえば、身体の自由がきかない高齢者においては、仮設住宅内に備え付けられたユニットバスが狭くて深いため、仮設住宅に引っ越してきて以後、一度もお風呂に入ったことがないという者もいる（甲 138・7 頁）。

(2) また申立書では、以下のようにも主張していた。

特に、家族が離れないように避難生活を送っている町民においては、就寝時には食卓を除けて布団を敷き、足を押入れに入れて寝るという不便さを強いられている（甲 29、32）ほか、一世帯が二戸並びで入居し、食事や入浴の際に各戸を出入りしていることから、雨天時にはその都度濡れる、などの生活上の被害も被っている。

借上げ住宅においても、物件の選択肢が少なかったことから、同様に狭い中での不便な生活を強いられている者もいる。（申立書 61 頁）

この点についても、浪江町被害実態報告書の町民の声では、「仮設住宅は四畳半二部屋に二人で住んでいるが、物を置くと狭い。窮屈な思いで暮らしている。」（60 代女性）、「今の借り上げ住宅では 5 人家族で住むのはとても狭く、毎日が苦痛。」（30 代女性）などと述べられている（甲 100・78～80 頁）。

また の仮設住宅に避難している申立人 は、6 坪の部屋に避難しているところ、「部屋は四畳半ととても狭く、テレビとテーブル、物

置棚を置くだけで埋まってしまいます。のんびり横になることもできません。また、キッチンとトイレ、お風呂もとても狭く、浪江町の自宅とは比べ物になりません。このような狭さでは、荷物は全然置けませんし、仮設住宅に持ってきた物も、整理にとても苦労しています。」「寝るときは、4畳半で、こたつテーブルを壁際に寄せて、布団を敷いて寝ています。息子が泊まりに来ても布団をもう一組敷く場所はありません。」と述べている（甲 139・7～8 頁）。

(3) また、仮設住宅だけでなく借上げ住宅についても、十分な広さがあるとは到底言えないことが明らかになった。

たとえば申立人 は、現在の借上げ住宅は「浪江の貸家の半分ほどの広さしかなく」（甲 136・9 頁）、非常に狭いため、様々な不便を強いられている（意見陳述、甲 136 の 2）。たとえば、収納が十分にならないために、部屋には最低限の家具を置いていっぱいになってしまい（甲 136 の 2・8～9 頁）。また、寝室は、ベッドを置いてしまうとろくに動けるスペースすらない（甲 136 の 2・9～10 頁）。台所には食器棚や冷蔵庫をろくに置くスペースもない（甲 136 の 2・3 頁）。その狭さは、同人の陳述書（甲 136 の 2）にある写真等を見ても明らかである。

さらに、申立人 は、借上げ住宅である に夫と 2 人で居住しているが、「部屋には、6畳ほどの居間と 6 畠ほどの和室、あとはトイレと一体になっているお風呂があるだけです。二人で住むには狭い部屋です。写真③が居間、写真⑤が和室、写真⑥が玄関と風呂です。浪江町では広い一軒家に暮らしていました。延べ床面積 107.6 平方メートルありました。広い家で暮らしていましたので、小さな部屋で暮らすのは慣れていません。」と述べている（意見陳述、甲 143・7 頁）。その狭さは、同人の陳述書の写真（甲 143・写真①ないし④）を見ても明らかである。

このように、仮設住宅も借上げ住宅も、その不便やそこで生活することの精神的苦痛の程度という点では、その損害は共通なのである。

(4) さらに申立書では、気候について、以下のように主張が続いている。

(イ) 寒さ・暑さ

また、町民には今回の震災で職を失った者も多く（甲 49）、電気代や燃料費を気にして、エアコンを効果的に使用しなかったり、冬でも暖房器具の使用を控えざるをえない状況にある（甲 68）。

夏場には熱中症患者が出ているし、冬場は浪江とは全く異なる気候で、いまままでしたこともない雪かきをする必要に迫られている（甲 32：聞取り調査結果 3）。（申立書 61 頁）

この点については、浪江町被害実態報告書の町民の声では、「除雪作業が大変。仮設が寒い。」（30 代男性）などと述べられている（甲 100・79 頁）。

申立人 も、平成 26 年 1 月 31 日の仮設住宅現地調査において、「去年は毎日雪かきをしました。浪江は 3 月に雪が降るけど、暖かいし、商店街のみんなで雪かきをするのですぐに無くなりました。」と述べた。

また浪江町と避難先の気候の著しい違いについては、現地調査当日について別項でも述べるとおりである。

(5) 気候の影響について、引き続き、申立書では避難先住宅での影響について述べている。

特に、仮設住宅の壁は断熱性が低く、夏は暑く、冬は寒い（甲 32、69）。冬場には水道が凍結し生活に支障をきたしている（甲 70）ほか、冬場は家中の壁が結露してしまい、拭いても拭いてもカビが出てくるような状況であり、子どもの健康に影響を与えないかと親が心配するほどの状況である（甲 29、32）。

これについても、仮設住宅がその素材から寒暖に弱いことは明白であり、また浪江町被害実態報告書の中では、町民の声として、借上げ住宅について、「借り上げ住宅が劣悪（結露、湿気によるカビ、コウモリ、寒暖の差が激しい、一日中暗い）。」（40 代女性）等と述べられている（甲 100・79 頁）。

また、借上げ住宅であっても、冷暖房が十分とは言えないことが明らかになっている。たとえば申立人 は、現在の借上げ住宅に入居した当時は、エアコンも付いていなかったため、現在使用しているエアコンを購入して設置した（意見陳述）。しかし、エアコンがあっても、隙間風がつらいと述べている（意見陳述）。また、浴室は換気扇と電気のスイッ

チが一緒であるが、浴室が狭い分、寒い空気が回るのも早く、お湯が冷めるのが早い、とも述べている（甲 136 の 2・6 頁）。

(6) さらに申立書では、仮設住宅の不都合について、以下のように続く。

(ウ) 仮設住宅等の不都合

スーパーなどの生活関連施設が近くにない仮設住宅等もあり、自動車を所有していない町民（特に高齢者）は、定期バス等で買い物に行くなどするしかなく、好きなときに買い物にも行けない（甲 29）、仮設住宅等が建てられている敷地に閉じ込められているような感覚である。（申立書 62 頁）

この点については、仮設住宅等がたとえ便利な場所といわれる場所にあっても、そのような利便性を享受できる者ばかりではないことに留意すべきことも、明らかになった。

たとえば、福島市の　　は、すぐ裏に大きなショッピングセンターがあり、便利な場所にあると見ることも可能であるが、同住宅に住む申立人　　は、陳述書において、本件原発事故による避難の過程において著しく腰を痛めてしまい、手押し車を押して歩くのがやっとの状態になってしまったため、　　に引っ越しってきて以後、一度も自分でそのショッピングセンターに行ったことはないと述べている（甲 138・5 頁）。

すなわち、仮設住宅の地域によってその損害の程度に差を生じるものもないことが明らかである。

(7) さらに申立書では、避難先生活の苦痛について、以下のように続く。

震災や震災関連死で家族を亡くした（平成 25 年 4 月 30 日現在、震災による死亡 182 名、震災関連死 264 名：甲 1・3）町民も多くいるが、葬儀・火葬を済ませても、納骨ができない。仮設住宅等で遺骨を置いたままで生活し、そのこと自体に心を痛める町民もいる（甲 69、73）。

また、仮設住宅の居住スペースに入る扉の外側には、防寒室（甲 31）があるものの、その施錠は一般の窓の内鍵のようなもので施錠するしかないので、一度内鍵を閉められてしまうと外からは解錠できず（甲 71）、また介護が必要な高齢者がいる場合には、安全が心配で家族が外出できないか、または高齢者を家に閉じこめる結果となってしまっている（甲 73）。

（エ）遮音性の低さ

仮設住宅の環境として特にひどいのは、隣家や室内での壁の薄さである。そもそも、仮設住宅に使用されている世帯間間仕切り用の素材は通常の住宅に使用されるものではない（甲 25～27、33）。これによって多くの町民が隣家からのプライバシーのなさや家族内でのプライバシーのなさを感じ、ストレスになっている（甲 30、32）。隣家の喧嘩の声が聞こえる、子どもが聞かなくてもいいような音が聞こえてしまい、トイレの音を聞きながら食事をするということが日常的に起こっている（甲 71）。

子どもアンケートの結果でも、または日常の声でも、子どもたちからは、「自分の部屋が欲しい」とか、「家族の音が聞こえてきて勉強に集中できない」という声が多数上がっている（甲 50）。プライバシーのない状況であらゆる生活音に晒されるということは、子どもの自我形成に大きく影響するし、ネガティブな影響を受けてしまった場合には回復することができない性質のものである。（申立書 62 頁）

浪江町被害実態報告書の町民の声では、「仮設住宅は四畳半二部屋に二人で住んでいるが、物を置くと狭い。窮屈な思いで暮らしている。隣の話し声や物音が聞こえるので、自分でも物音を出さないように気を付けてるのでストレスがたまる。」（60 代女性）などのコメントがみられる（甲 100・81 頁）。

またたとえば申立人　　は、平成 26 年 1 月 31 日実施の　　仮設住宅の現地調査において、「室内の音は通路に聞こえ、通路の音は室内に聞こえるため、部屋で音楽を聞くこともできない。仮設の避難者はみんな息を潜めて生活をしている。」と述べている。

さらにプライバシーについて、申立人　　は、平成 26 年 1 月 31 日実施の　　の現地調査において、「室内に洗濯物を干すスペースではなく、通路に面する場所に洗濯物を干さざるを得ない。」「通路から室内が丸見えなので、仮設の避難者はそれぞれ断熱用の気泡緩衝材を窓に貼るなどして、通路から室内が見えなくなるような工夫をしている。」と述べている。

申立人　　も、「ベランダにはのれんもなく、すぐ外を人が通るので、外から丸見えとなり気持ちが落ち着きません。また、布団を干す場所もなくて、ここに来てからは一度も干したことがありません。」と述べている（甲 139・7 頁～8 頁）。

このように、仮設住宅の狭さ、プライバシー侵害の程度その他の苦痛は明らかである。

(8) 申立書では、仮設住宅等での生活での「無力感」について、以下のように主張が続く。

ウ 仮設住宅等での生活

(ア) 無力感

仮設住宅等に入居している者の多くは、震災で職を失い、毎日することもなくただただ朝起きて、テレビを見て、食事をして、夜寝るという生活サイクルを繰り替えしていることに、言いようのない無力感を感じている（甲 32、40）。

仮設住宅等はあくまで「仮設」であり、土地や近隣住民に対する愛着も湧きづらく、時折開催されるイベントに参加したり、周辺を散策したりするというモチベーションも持てないのである。（申立書 63 頁）

この点については、借上げ住宅も同様であることが明らかになった。

たとえば申立人　　は、現在の家は「仮の家」であるが、家にずっと閉じこもっていて、毎日の生活に張り合いかなく、この 3 年間で具合も悪くし、気持ちが弱くなってきたと述べている（意見陳述）。

また申立人　　は、借り上げ住宅での生活について「気持ちがふさぎ込んでしまわないよう、できるだけ家に引きこもらないようにしています。定期的に手芸教室に通って、帽子やエプロンを作り、洋裁を続けています。また、　　避難者が交流するサロンや江戸川区のサロンがあるのですが、そこにも顔を出すようにしています。（中略）ただ、サロンの参加者はごく少数の人しか参加しておらず」と述べている（甲 143・6 頁）。

このように意識的に外に出る人は少ない。サロン等の交流会へ出席する者は少数派であり、大多数は、引きこもりとなり、ひっそり生活しているのである。

このように、この点でも仮設住宅生活者と借上げ住宅生活者での精神的苦痛の程度は共通であり、同じ被害状況であると言える。

(9) そして申立書では、避難生活を送る町民のこの先への展望とそれに関する精神的苦痛について、以下のように続く。

元の町に帰れるのかわからない、帰れないなら帰れないと宣言して欲しいという声は、こうした無力感から発せられるものであり、先のことを考えられないために、将来に向けた具体的な目標を持てず、行動ができないのである。(申立書 63 頁)

この点、浪江町被害実態報告書の町民の声では、「毎日何をやればよいのか。職を失ったことの惨めさ。我が家があるのに(103坪新築)貸家暮らし、情けない。田、畑の耕作、将来が見えない不安、ちくしょう!」(60代男性)などのコメントがみられた(甲 100・81 頁)。

また、申立人 は、陳述書において、「今は、浪江町にはもう帰れないんだべな、と思っています。」(原発事故前には一緒に住んでいた)
「孫たちとは、もう二度と一緒に暮らせないんだな、ということもようやく分かってきました。」「毎日、ただ弱って死んでいくだけだと思うと本当に辛いです。」と述べている(甲 138・13 頁)。

(10) さらに申立書では、避難生活を送る町民の浪江町を奪われた喪失感について、以下のように続く。

(イ) 喪失感

浪江町にいた頃は、多くの町民が野菜を作るなど畠での作業を趣味としており、栽培や収穫物の交換を楽しんでいたが、仮設住宅等ではそういったこともできず、趣味までも奪われてしまっている（甲32）。

浪江町にいた頃は家族も多く、食事を作るのにも作りがいを感じることができた。しかし、避難の過程で他の家族と離れて暮らさざるを得なくなり、夫婦二人になってしまったという町民は、そういう楽しみも失ってしまい、出来合いのものだけで食事を済ますようになってしまった。

このように、町民たちは日々のささやかな楽しみまでも奪われてしまったのである。（申立書63頁）

この点について、浪江町被害実態報告書の中で、町民は、「人生のほとんどをかけて手入れをしてきた家・庭・畠、四季を通して花が咲いていた家、それが無残な姿に変わって生きる希望がわいてこない。」（60代女性）などと述べている（甲100・81頁）。

また、申立人らの人生設計はそれぞれであったが、本件事故の発生により、それらは打ち碎かれてしまったことも明らかになっている。

たとえば申立人は、事故前の平成23年1月から、孫と一緒に住むようになったばかりであり、4月から通わせる保育園を決めたところであった。しかし、本件事故の発生により、孫と一緒に暮らすことができなくなってしまい、孫との新しい生活を突然失ってしまった。同人は、1月31日実施の口頭審理において、「大げさかもしれません、私も、人生を狂わされてしまったのです。思い描いていた生活を、突然失ってしまって、悔しいです。」と涙ながらにその思いを述べた。

この苦痛は、浪江町でコミュニティを形成して生活していたすべての町民に共通し、相互に関連しあい、相乗的に苦痛を高めあう性質のものである。すなわち、人生を狂わされたこの苦痛が著しいものであること、この苦痛が全町民に共通するものであることは、明らかである。

(11) 申立書ではさらに、避難生活を送っている町民が感じる社会的劣等感の心情について、以下のように主張が続く。

(ウ) 社会的劣等感

せめてもの気分転換に外に出て散歩でもしようかと思うが、地元の住民の視線が気になり、それすらもできないという町民も多い。一部の声ではあるが、被災者が一人当たりつき10万円の現在の賠償金を受領していることすら、非難する声がある。仮設住宅等に避難している住民はそのような声に過剰に敏感になってしまい、本当だったら外に出て働くなければならない時間帯にふらふらしていると思われるなどを意識し、萎縮してしまっているのである（甲32）。

もうひとつの例としては、いわきナンバー（浪江町からの避難者はいわきナンバーの自動車に乗っていることが多い）というだけで周囲から「避難者」という異質な視線を向けられると感じている者もあり、日常生活の中で社会的な劣等感を抱いている（甲30、32）。（申立書64頁）

この点について、浪江町被害実態報告書の町民の声では、「いわきナンバー、福島ナンバーだけで、車にキズをつけられたこともあります。他の県の人達から見れば、賠償金もらってるからいいじゃないと思われ、精神的につらい思いをしました。避難してからは、こちらは被害者なのに、ひとりと目立たなく、あまり人と接しない様な生活。」（30代女性）などのコメントがみられた（甲100・141頁）。なお、避難生活中に受ける差別・偏見については、別に述べるとおりの状況であり、これも相互に関連しあっているし、被曝による精神的苦痛等とも深く関連しあっている。

(12) 申立書は、避難による家族の別離・離散について、以下のように続く。

(エ) 家族との別離

仮設住宅に入居している町民の多くが、家族との別離を経験している。避難の過程で家族がバラバラになってしまった。若い世代や、家族を養っていかなければならない父親等は、震災による失職後は、仕事があれば県外や遠方でも移住や単身赴任をせざるをえない。

子どもと母親だけが仮設住宅に入り、父親は県外で単身赴任しているという家庭は珍しくないし、逆に被曝の不安から母子が県外に避難し、父親だけが県内で単身赴任をしている家庭も多数ある。従来のコミュニティとの結びつきが強く、新しい土地で人間関係を一から作り上げることが大きな負担になる高齢者は仮設住宅に残されるという状況も生じている。(申立書64頁)

この点については世帯人数統計の推移や浪江町内の小学生の避難後の避難先分布・就学状況統計からも明らかであり、たとえば申立人は、平成26年1月31日実施の仮設住宅の現地調査において、「

仮設住宅には373名が住んでいるが、そのほとんどは高齢者で子どもや若い人はあまり見かけない。」と述べている。

すなわちこれは、子どもの精神的苦痛、その親や親族の精神的苦痛、そして子どもを取りまくコミュニティの崩壊により影響を受ける浪江町民に広く共通する精神的苦痛となっている。

(13) 申立書では、家族の離散に関する被害状況について、次のように続く。

結果として、家族が家族としての共同体を維持することができなくなり、従来の家族形態が分断されてしまった(以上に関して、甲4-1、30、32、41、64)。(申立書64頁)

この点については、浪江町被害実態報告書の町民の声では「家族6人1部屋で生活していたときは、ストレスがたまり、泣くほど辛かった。家族の絆が、ほどけてしまうような気がした。また、ずっと連れて來ていた猫をアパートのため何度も捨てにいき、また探しに行ったり、今でも、我が家のかわいがる。今は仕事の都合で6畳一間のアパートに一人暮らし。昔の大家族だった頃の思い出をこころに浮かべることが多くなった。」(50代女性)などのコメントがみられた(甲100・82頁)。

申立人も、本件原発事故以前は次男夫婦と孫と同居生活を送つ

ていたが、本件原発事故後は次男夫婦が避難している借上げ住宅に同居することもできず、
の仮設住宅に1人で避難することを余儀なくされている。

同人は、「夜一人になる時が一番さみしく、つらいです。浪江での生活を失って、家族がばらばらになって、一人になってしまったことを感じてしまうからです。先ほども言ったように、さみしさを紛らわすために、ラジオを聞きながら寝ています。家族に迷惑をかけるわけにもいかないと考えて始めた仮設住宅での一人暮らしでしたが、正直に言って、家族がそばにいないことの寂しさがここまでとは想像していませんでした。」と述べている（甲 139・6～7 頁、10 頁）。

平成 26 年 1 月 31 日実施の 仮設住宅現地調査では、同人が 4畳半の狭い仮設住宅の部屋の壁に、孫が自分で名前を書いた紙を 2 年前から大切に飾っている様子が明らかになり、「あの紙を見ると寂しくなります。家族と一緒に暮らしたい。」と述べた。本件原発事故がなければ、家族とともに生活し、孫の成長を見守りながら穏やかな余生を送ることができたはずであるのに、本件原発事故はそのような余生をも奪ってしまったのである。

申立人 も、本件事故以前は、 生活していたが、本件事故後は孫と離れての避難を余儀なくされている。孫に会いにいくため、孫がいるいわきと避難先である南相馬市を往復する生活を送っているが、その距離は、原発事故のために片道 3 時間半ほどかかる（甲 136・7 頁）。往復に時間がかかるため、朝でかけたとしても、昼ご飯と一緒に食べたらまた戻らなければならず、一緒にいられる時間はごく短時間である（甲 136・7 頁、意見陳述）。本件事故がなければ、孫とともに新しい生活を始め、その成長を楽しみにしながら生活することができたはずであるのに、本件事故により、思い描いていた生活を根こそぎ奪われてしまった。

申立人 も、本件事故以前は、 生活していたが、本件事故後は家族と離れての生活を余儀なくされている。家族とは車で片道 2 時間弱の距離が離れており、月 2 回以上通ってくれている家族に対して、心配や負担をかけていることを申し訳なくも感じるという状況である（甲 135・8 頁）。同人は平成 26 年 1 月 31 日現地調査の口頭審査でも「希望としては、元通りの生活に戻ることは難しくても、家族そろって当たり前の生活がしたいです。」と述べている。本件事故により一生懸命築いてきた家族との平和な生活が損なわれてしまったのである。

この精神的苦痛は当然相手方の存在も伴うものであり、関連するすべて

の人間の生活を根本から奪ったものであって、その精神的苦痛は浪江町民全員に共通するものである。

(14) さらに申立書では、離散に伴う精神的苦痛について、以下のように主張が続く。

(才) 孤立感

特に借上げ住宅では、家族の仕事や就学等の理由から、借上げ住宅に入居せざるを得なかった高齢者等は、日中は家族が仕事や学校に行っており、一人きりで、話相手もなく、近隣には知人友人もいないため、孤立した生活を送っている。(申立書64頁)

この点について、たとえば申立人　　は、　　が南相馬にあるため、南相馬の借上げ住宅に入居することとなった(ただし、当初は借上げとしての扱いすら受けていなかった)(甲136・5~6頁)。しかし、同人自身は仕事ができず、周りに知っている人がいないばかりか、もともとの友人とも遊びにも行けず、部落内の行事もないので、日中はほとんど家で過ごすばかりであると述べている(甲136・9頁)。周辺に浪江の人がいるかどうかもわからず、浪江町の情報もほとんど入ってこない状況にある(意見陳述)。

(15) なお、仮設住宅においても孤立感は借上げ住宅と同様であることが、ここでも明らかになっている。

たとえば申立人　　は、平成26年1月31日実施の　　仮設住宅の現地調査において、　　仮設は浪江町の人しかいないが、部落がそれぞれ違うので知り合いは全然いない。入居者同士の交流もほとんどない。」と述べている。

そして仮設住宅に住む申立人　　は、「寝るときは、やっぱり音がないからさみしくて、耳元でラジオを小さな音でつけたまま寝ています。浪江の家にいたころは、家族みんなが家にいたので、こんな思いをしたことはありませんでした。今年も年末年始は　　の長男夫婦の家で一緒に過ごしたのですが、1月3日に　　からこちらに戻ってくると、やっぱりさみしくて涙が出ました。」と述べている(甲139・8頁)。

同じく仮設住宅に住む申立人　　は、陳述書において、「原発事故以前は、家族6人でにぎやかに暮らしていましたし、一歩家を出れば近所中が友だちでした。」「今は、狭い仮設住宅の中で誰とも話さず一日を終えることも珍しくありません。」と述べている(甲138・10頁)。

同様に仮設住宅で暮らす申立人は、浪江にたくさんいた旅行やお茶をよくする友人とバラバラになってしまったこと、浪江では、婦人会・老人会で集まり、旅行や踊り、歌や手芸といった様々な催しをするのが楽しみで、自宅にも人がいつも絶えずいていたこと、しかし、今の仮設の生活では週に一回集会場でお茶会をする以外、いつも部屋で一人きりでいること等を訴え、また、仮設で知り合った人間とはいつかバラバラになってしまうという諦めを示している（甲 135・9 頁）。

すなわち、この孤立感も浪江町民に共通するものである。

(16) 孤立感に関連し、申立書主張は以下のように続いていた。

また、賠償金に対する非難を避けるために、避難者であることを隠すように生活をしている者もあり、地域のコミュニティにははじめず、孤立感にさいなまれる日々を送っている者が多い。前記のように仮設住宅は浪江町で町民たちが住んでいた居宅とは比較にならないほど狭く、しかも密集している。また、同じ浪江町からの避難者とはいえ、元に住んでいた集落の単位とは無関係に入居しているため、同じ仮設住宅に居住していても知り合いは少なく、近所に住んでいる人々がどのような人物がわからない（聞き取り調査結果 4）。浪江町の町民にとって今までと全く異なる隣人関係を強いられていることになり、そのうえ隣家との壁が薄くプライバシーもない（甲 4-1、71）。（申立書 65 頁）

この点、浪江町被害実態報告書の町民の声では「周りの人に『避難民』と呼ばれるのが嫌で、浪江から避難してきていることを隠すことがある。同級生の友達と月に何度もランチしていましたが、みんな遠くへばらばらになってしまい、愚痴をこぼす相手もいなくなりました。借り上げ住宅のアパートは音を気にして生活するので疲れる。」（40 代女性）などのコメントがみられた（甲 100・80 頁）。すなわち、避難者の社会的孤立や、その中の避難生活が著しい精神的苦痛を伴うものであること、その苦痛が浪江町民に共通していることが、ここでも明らかである。

(17) 申立書では、避難生活に伴うストレスや精神的苦痛、身体への影響等について、以下のように主張が続いている。

(カ) ストレス・精神的不安定・身体への影響

頻発する余震の恐怖と放射線被爆への不安、この先どうなるのかわからない不安を抱えたりえ、上記のような過酷な状況に置かれ、町民たちの多くは、ストレスから不眠や精神安定剤を服用している状態である（甲29、32、40、41、76）。（申立書65頁）

この点について、たとえば申立人　　は、いわきに行くために浪江町・双葉町・大熊町等を横断する国道6号線を通ることがあるが、「浪江に入ったころから富岡町を過ぎるくらいまでは、胸が苦しいような何とも言えないような気持ちになり、涙が出て、あのときのことが思い出されます。忘れてくとも、今でも鮮明に思い出されます。」と述べている（意見陳述）。ここからは、本件事故自体が浪江町民らに与えたショックの大きさ、そしてそれが事故後約3年が経つ現在においても何ら和らいでいないことがうかがわれる。

また申立人　　は、陳述書において、「おくすり手帳を見ると、デパスやリボトリールという精神安定剤も処方されていますが、これは、夜よく眠れないことを診察の時に先生に相談したら処方してくれたものです。」

「浪江町にいたときは眠れることなどなかったのですが、今は、寝るときに「かえるところはどこだべな」「孫たちに会いたいけど会えないな」「放射能があるからしょうがないな」などと、考えてもどうしようもないことばかり色々考えてしまい、眠れないのです。今は、毎日こういった薬を飲まずにはいられなくなってしまいました。」「ほかにも、浪江町にいたときには必要がなかった便秘をやわらげる薬や血圧を下げる薬も処方されていますし、浪江町にいたときとは比べものにならないくらいたくさん薬を服用しています。全般的に心身共に健康がすぐれません。」と述べている（甲138・4頁）。

このように、浪江町民の苦痛状況は明らかである。

(18) 申立書では、避難生活を送る浪江町民の健康面への影響について、以下のように続く。

また、浪江町民の生活習慣病に関する数値（血圧・中性脂肪・コレステロール・BMI）はこの2年間で悪化しており、これは仮設住宅でのストレス、職業を失ったことによる可処分時間（無目的な時間）の過剰増加によるものと思われる（甲14、40、72、77）。（申立書65頁）

この点について、浪江町被害実態報告書の町民の声では「高齢の要介護者が一緒に避難してから生活のリズムが狂い、母が夜不眠になり、二年間ほとんど私は寝てはいられない状態です。去年の秋ごろから、低血圧ぎみだった私ですが、不眠とストレスで高血圧ぎみです。目に影響が出ています。」（60代女性）などのコメントがみられた（甲100・81頁）。

またたとえば申立人　　も、仮設住宅に避難するようになってからの健康状態について、「家に籠っていることも多くなりました。前より全然動かなくなつたので、コレステロール値も悪くなってしまい、病院で、コレステロール値を下げる薬をもらって飲んでいます。」と述べている（甲139・9頁）。

申立人　　も、避難してから、膝を悪くしてしまい、気管支ぜんそくも悪化させてしまった（甲136・9頁）。同人は、「家にずっといるせいか、この3年間で、具合を悪くして、病院に行くことも増えました。体力がなくなってしまったし、気持ちも弱くなってしまいました。」と述べている（意見陳述）。

申立人　　も、平成26年1月31日現地調査の口頭審査で「毎日、日が暮れてカーテンを閉めるとき、胸の辺りが切なくなります。ふとした瞬間、あれ地震かななどと、クラクラしたりすることもあります。仮設に来てからは精神的に不安定になり、毎晩睡眠薬を飲んで寝ています。テレビで原発のことがやっていると、つらいので見ないようにしています。」と述べている。

申立人　　も、借り上げ住宅に同居している夫について、「最近は同じ話を何度も繰り返していて、おかしいなと思っていたのでお医者さん診てもらったら「初期のアルツハイマーです」という診断を受けました。浪江町で暮らしていた頃は全くそのような徴候もなかつたので、とてもショックでした。」と述べている（甲143・7頁）

このように、浪江町民に対して本件事故が与えた大きな精神的負荷が未だ癒やされていないこと、そしてストレスが浪江町民の健康面にも著しい影響を及ぼしていることは明らかである。

(19) さらに申立書は、避難生活における生活費の増加について、次のように続く。

(キ) 生活費用の増加

浪江町にいた頃は、ほとんどの家庭が家庭菜園（畑）を持っており、野菜に関しては大部分を自家栽培や隣家からの融通でまかなえていた（甲 32）。

また、「浪江町水道事業給水条例」において給水区域の指定をしているところ（甲 78）、当該給水区域外の住民は井戸水や自然水を利用していた。町によると、平成 23 年 3 月 11 日時点では、少なくとも 618 世帯、1715 人が給水区域外に居住していたとしており、当然このような家庭は水道代もほとんどかからなかった（甲 30、79）。

ところが、仮設住宅には庭もなく、水道代は有料である。その結果、食費や光熱費が上がってしまい、その分家計のやりくりに影響を及ぼしている。（申立書 65 頁）

この点について、申立人 は、「昔、 ラーメン屋をやってたことがあるのですが、その頃などは、ネギは全部自分の畑で取れたものを使っていて、よそで買ったことなどありませんでした。」「今は年金で生活しています。生活費の節約のために、生活用水は近所のケイヨーデイツーのそばにある井戸まで汲みに行っています。自転車で行き、ペットボトル 3 本から 4 本を汲んでいます。」、「また、電気代の節約のため、夜はなるべくテレビではなくラジオを使うようにしています。パーマも、年に 2、3 回しかかけなくなりましたし、髪は自分で鉄を使って切っています。衣類も、原発事故前より買わなくなりました。」と述べている（甲 139・3 頁、9 頁）。

また申立人 も、浪江町にいたころは食糧等のおすそわけがあり、「実際に買い物するのは肉ぐらいのもので（中略）当時もらっていた月 20 万円の年金は十分余る状況でした」と述べている（甲 143・2 頁）、それゆえ「浪江町の時には食費を気にすることもなく毎日肉や魚を食べるなどしていました、現在は、とてもつましい食事をとっています。夫の小遣いも月に 3 万円はありましたが、現在はなくしました。」として（甲 143・7 頁）、生活費に関する支出が大幅に増加したことを述べている。

さらに、浪江町被害実態報告書の町民の声では、「生活費は、これまで野菜や米を自分で賄っていたが、今では全て買うことになった。プロパンガスも高く、支払額が増加した。東電の対応にイライラさせられる日々。」（20 代女性）、「震災前は、米野菜など自分で作っていたが、避

難先は全部買うので大変。衣類を自宅から持ち出せず、買っており、タクシーライドなど金銭に困っている。」（70代以上女性）、「今の生活は全てがお金のかかる生活。水、野菜、お金を出して食べる生活。」（60代女性）などのコメントがみられた（甲 100・123～124頁）。

なお、上下水道を利用していた世帯が、避難によって生活費が増加しなかつたわけではないことも明らかになっている。申立人　　は、浪江町では上下水道を利用してましたが、現在の借り上げ住宅は合併浄化槽を利用しているため、浄化槽の管理費用や検査費用等を負担しなければならなくなつた（甲 136・10頁）。

また、浪江町被害実態報告書によれば、仮設や借上げ住宅に限らず、町民全体の経済状況として、震災前後で個人収入は減少しているのに、個人支出は変わらないという結果が出ている。こうした結果からは、避難後は、家族構成等に応じた一定レベルの支出が収入の変化に関わりなく必要であり、切り詰めることに限界があること、また、家族が分離している状況等の中で、切り詰めると同時に新たな支出が必要となって、結果的に一定のレベルにとどまっていること等が推認される。すなわち、収入減にもかかわらず、浪江町民の努力によって支出が抑えられ、家計が維持されている現状が明らかになっており（以上、甲 100・120～122頁）、これが町民全体に共通する損害となっている。

（20）次に申立書は、避難先の気候の違いについて、以下のように続く。

（ク）気候の違い

浪江町は比較的温暖な気候で、平野部は冬場も雪が積もることはほとんどなかったが、仮設住宅の場所によっては冬場は雪かきが必要なほど雪が積もる地域もあり、気候が異なる（甲 29、30、32、67）。

気候の違いという、町民が毎日不可避的に肌で感じる違和感がまた、町民の心を浪江町に引き戻し、浪江町に帰れない現実とのギャップにより町民は板ばさみの苦しみを味わっている。（申立書 65頁）

この点、夏は涼しく冬は温暖な浪江町の気候と申立人らの避難先の気候が大きく異なることは、平成 26 年 1 月 31 日実施の現地調査の際の両地点の気候の違いによつても明らかになった。

また、今まで経験したことがない寒さに震えていても、避難生活を送る中で電気代を節約する必要があるために、窓には緩衝材を貼つてその寒さをしのぎ、服をたくさん着込んで重ね着して、エアコンをつけずにこたつのみをつけて暮らしている高齢者もいることも、明らかになっている（

陳述書：甲 138・5 頁)。

(21) また、申立書では、避難生活の子どもへの影響も深刻であることを述べていた。

イ 児童・生徒数の減少

(ア) 本件事故前後の浪江町立小学校の児童数

浪江町立小学校の平成 23 年度在籍予定者数は、浪江小学校 530 名、幾世橋小学校 110 名、請戸小学校 83 名、大堀小学校 148 名、苅野小学校 177 名、津島小学校 49 名の合計 1097 名であった(甲 34) のに対し、本件事故後に唯一再開された浪江小学校二本松仮校舎の児童数は、再開時の平成 23 年 8 月は 28 名、平成 24 年度 29 名、平成 25 年度 17 名のみとなっている(甲 35、75)。なお、浪江小学校の新入生の数は、平成 22 年度 74 名、平成 23 年度 4 名、平成 24 年度 2 名、平成 25 年度 0 名と、大幅に減少している(甲 36)。

(イ) 本件事故前後の浪江町立中学校の生徒数

浪江町立中学校の平成 23 年度の在籍予定者数は、浪江中学校 391 名、浪江東中学校 184 名、津島中学校 32 名の合計 607 名であった(上記甲 34 : 児童生徒に対する実態調査結果) のに対し、本件事故後に唯一再開された浪江中学校二本松仮校舎の生徒数は、再開時の平成 23 年 8 月は 33 名、平成 24 年度には 49 名、平成 25 年度 43 名と、大幅に減少している(甲 35、75)。

(ウ) 本件事故前後の浪江町内の県立高校の生徒数

福島県立浪江高等学校の生徒数は、本件事故前の平成 23 年度在籍予定者 数は 298 名であったのに対し、本件事故後の生徒数は平成 24 年度 76 名、平成 25 年度 40 名に減少している。

また福島県立浪江高等学校津島校の生徒数は、本件事故前の平成 23 年度在籍予定者数は 61 名であったのに対し、平成 24 年度は 44 名、平成 25 年度は 38 名に減少している(甲 37)。(申立書 32 頁)

d 転校等による環境の変化

子どもにとって、生活の中心である学校を転校することは、極めて大きな環境の変化であるところ、転校先での新しい環境に馴染むことができずに、不登校となってしまった子どもが多くいる(甲 90)。当然にその子を心配する保護者や祖父母等もあり、その家庭内の精神的苦痛は計り知れない。(申立書 69 頁)

この点について、申立人は、意見陳述において、避難先の学校に通うことになった3人の小学生の娘について、「娘たちは、浪江町での友達と離れ離れになり、知らない人ばかりの環境に飛び込まれ、心に大きな負担がかかっていたのだと思います。娘たちから、笑顔と元気が奪われてしまったようで、親として本当に悲しい気持ちになりました。」と涙ながらに語った（意見陳述、甲 142・7~8頁）。

申立人も、事故さえなければ浪江町の小学校に孫を通わせる予定であったが、現在は、孫はいわきの小学校に通っている。しかし、事故から3年近くが経った現在においても、「浪江はよかったです。」と何度も言っており、同人自身もその言葉を聞くたびにつらいと述べている（意見陳述）。

申立人も、「丁度下の孫は中学入学のタイミングでしたが、中学校の行き先が見つからず、先も見えない中で、古い鞄を探してきてもらったりしていました。」「相馬の中学校には、相馬市内に避難した人たちの子どもが短期間に大勢編入手続きを行ったため、孫たちの編入手続きがなかなか終わらず、1か月程の期間、中学校に通うことができませんでした。このことに加えて、慣れない狭い場所での生活もあったためか、非常にストレスを感じていたようで、それまでほとんど体調を崩すことのなかった下の孫が、よく体調を崩すようになってしまいました。」と語っている（甲 135、3頁、5頁）。

浪江小学校校長も、同校の児童について、「浪江町1100弱の子どもたちのうち、19名が通っている」（甲 141 の 1・29:55 以降）が、「子どもたちは多い子で5回くらい転校している。転校、転校で学校に適応できない子どもたちが、いま、集まっている状況にある。特に6年生は、ほぼ全員ですけど、不登校になったり、避難直後には保健室にしか行っていない子どももいます。（浪江小学校では）子どもたちはほとんど休むことなく毎日に（楽しみに）学校に来ています。」と、児童らが転校を繰り返して新しい環境に馴染むことができずに不登校などになっていたこと、そして、浪江小学校に転校してきてはじめて楽しく学校に通うことができるようになったことを述べている（甲 141 の 1・05:20 以降）。また、5年生の児童について、「震災直後は二人クラスだったが途中で3人が入ってきた。この子たちも不登校だった。浪江小学校だったら通えるかも知れないということで転校してきた。最初は学校には入れず、保健室で授業をしていた。」「いまは全員元気でいる。」と述べている（甲 141 の 1・06:20 以降）。

もっとも、浪江小学校に戻ってきたからといって全てが元通りになると、いうわけではないことは明らかである。例えば「昨年の入学者は1名しか

おらず、(1年生は) 1名しかいなかつた。さびしかつたですね。」(甲 141 の 1・14:15 以降) というように、浪江小学校に戻ってきた子どもたちは、それはそれで今なお精神的苦痛を強いられているのである。

また、学校備品も決して十分な状況ではなく、たとえば、「教室には支援で送られてきた学習机もあるが、2年を経過して痛みが目立ってきたので、平成25年11月に浪江小学校で使用していた学習机を持ってきた」(甲 141 の 1・04:10 以降) り、「必要なものについては、途中途中で浪江町の学校から持ってきているんですが、(請戸小学校からの楽器については) 町役場の人たちと自衛隊の人たちが一緒になって学校備品を持ち出してくれた」(甲 141 の 1・26:50 以降) といったように、何とか最低限度の備品を調達しているという状況なのである。

以上からも明らかなどおり、子どもにとって生活の中心である学校を転校することは極めて大きな環境の変化であり、子どもには大きな精神的負担を強いることになる。しかも、多くの子どもはこのような転校を繰り返すことになり、その結果、転校先での新しい環境に馴染むことができずに不登校になるなどしているのである。すなわち、本件事故は、子どもに対して、転校等によって非常に大きな精神的苦痛を強いることになったのである。そしてその苦痛は、その保護者にも大きな精神的苦痛を与え、また狭く保護者やその親族にとどまらず、このような町民をめぐる被害状況 자체が、浪江町民に広く精神的苦痛を与えている。

(22) 申立書は、子どもの通学状況について、以下のように続く。

また、本件事故前、浪江町内の学校に通っていた子どもは、ほとんどが浪江町内の自宅から通学していたのであって、通学時間も考慮された学区内の学校へ通っていた。しかし、本件事故後の避難場所については、経済的理由等から自由に選択できるものとは限らず、子どもの意思に関係なく避難場所から転校先・移設先の学校までの通学を強いられている状況のため、通学時間が著しく増加している子どもが多くおり、平成23年12月時点で、13便、216名がスクールバスで通学していた(甲4、71)。

特に、主要な避難場所である仮設住宅を建設するためには遊休状態の広い土地が必要であったことから、仮設住宅は公共交通機関が整備されていない立地であることが多く、また、二本松市内で再開した浪江小学校、浪江中学校は廃校舎を使用しており、もともと児童・生徒が少なくなってしまった地域にあるため、子どもの通学にはとても不便な立地である。

また、高校のサテライト校が統合されたことに伴い、親元を離れて寄宿舎となった旅館の一室で複数人の共同生活を強いられる子どもや、寄宿舎生活に不安のある場合等は、避難先から片道2時間以上をかけてバスを乗り継ぎ通学してくる子どももいた。(申立書69頁)

この点については、浪江町被害実態報告書記載の町民の声でも、「体育館から旅館に避難した。高校に通うのにバスで往復2時間だった。途中乗り替えがあり、苦痛だった。仮設が狭く2Kで3人家族で過ごした。勉強する環境ではなかった。」(20歳未満男性)などのコメントがみられた(甲100・85頁)。また浪江小学校校長_____氏も、現在の小学校には、生徒たちは仮設住宅から長時間かけてスクールバスで通学してくること、一番遠い子で1時間くらいかけて通ってきていることを指摘している(甲141の1・31:16以降)。

(23) さらに、申立書では、避難住民の家庭生活も、深刻な被害や影響を被っていることを指摘した。

(イ) 家庭生活について

a 家族の崩壊

本件事故により、家族が別れて生活することを余儀なくされたため、子どもは、離れて暮らす保護者等から必要な躾や助言等を受けることが出来なかったり、家族団欒の時間が失われたことによって、子どもの成長、発達にとって大切な家族内でのコミュニケーションの機会が奪われてしまった。(申立書 71 頁)

家庭での生活状況について、の浪江小学校校長は、「今日から冬休みになるんですが、・・・何人かの子どもが、冬休みがない方がいいなというニュアンスのことを話していた。学校に来ると落ち着くんだということだが、その裏返しだと思うが、今の避難状況の中では、今までのような家庭生活を送っているように思えません」(甲 141 の 1・29:00 以降)、「実際に家に帰ると、仮設住宅に帰るという状況なもんですから、家はやっぱり大変な状況だと思うんです。小さなスペースの中にたくさんのお子様が一緒に住んでいるとか、自分の勉強部屋がないとか、部屋がないという状況で暮らしているときに…」(同・28:23 以降)と述べている。

一般的に長期休みを喜ぶ子どもが、長期休みを望まない発言することからも明らかなどおり、避難住民の家庭生活は、それまでの生活と比べると家族団欒の時間が失われたり、コミュニケーションの機会が奪われたり、または下に述べるようにプライバシーが奪われたりして、明らかにストレスの多い場になってしまっていると言うことができる。

(24) 住環境の変化による精神的損害について、申立書の主張は、以下のように続く。

b 住環境の変化

浪江町の子どもは、本件事故前は、家族が先祖代々受け継いできた浪江町の広大な土地と自然のもとで暮らしてきたが、本件事故後は、体育館等の避難所や仮設住宅、借り上げ住宅等で生活することを余儀なくされている。

体育館等の避難所には個人はもとより家族だけのスペースさえもなく、仮設住宅や借り上げ住宅は家族だけのスペースではあるが、浪江町にある自宅よりも狭いことが多く、子どもが一人でいたい時に一人でいられる部屋やスペースがない状況である（甲 31、25～27）。

特に思春期等多感な年ごろの子どもにとっては、友達との電話内容を家族に聞かれてしまう等個人のプライバシーを守ることができず、また、見たくないもの聞きたくないものから逃げることができずに見聞きしなければならないという環境は、大変なストレスであり、子どもの健全な成長、発達を阻害する原因にもなり得る（甲 71）。（申立書 71 頁）

この点について、浪江町被害実態報告書の町民の声でも、「親戚の家へ、2軒の家に家族が分かれ避難生活が始まり、新学期には土湯を宿に、福島市の中学へ、3年生としていきなり転校生として通学になりました。今まで経験のない大型バス通学になり全校生徒、何百人という大きな学校、そしてクラスも何組も慣れるまではそれは大変でした。勉強も次の年受験で大変だった。」(20歳未満女性)などのコメントがみられた(甲100・85頁)。

また申立人は、「浪江町では8人家族で生活していました。当時は不自由なこともなく、当たり前のように8人で生活していました。妻も子どもたちものびのび生活していました。妻も家族との時間と自分の時間を使い分ける空間がありました。子どももおじいちゃん、おばあちゃんと遊んだり、外の広場や畑で思う存分走り回ったりする環境がありました。このような生活は、大きな家で、家族と家族との間の適度な距離感があったから成り立っていたのだと思います。ところが、原発事故によって、手狭な家の大家族での避難生活を強いられることとなりました。その結果、家族と家族との間の適度な距離感が保てず、結果として家族間のバランスがバラバラになってしまいました。とりわけ妻には私の両親や祖母、叔父との避難生活で相当のストレスをかけてしまったと思います。」「私たち家族は当初は8人で避難生活を始めたのですが、そこは浪江のように広い家に住むことはできません。そして、狭い家で共同生活をする中で、

家族のバランスが少しづつ崩れてしまったのです。私たちは8人家族ですから、今でもできることなら全員で昔のように生活したいです。しかし一度亀裂が入ってしまったものはなかなか元に戻すことはできず、もう8人の家族生活を送ることは困難だと思います。

また、浪江での生活環境と比較すると、今の住宅は非常に手狭で息苦しさを感じます。浪江の家では、どんなに大きな声を出しても、走り回っても、周囲の人に気を遣う必要もありませんでした。このことは、私の自宅を現地調査していただいたので、仲介委員の先生方にもご理解いただけると思います。しかし、今はすぐ隣に家が建っており、お互いの声が聞こえる環境です。ですので、常に周囲の人に迷惑をかけないかということを気にしながら生活することを余儀なくされています。浪江で生まれ育ったので、慣れない地での生活はとても大変です。

「このように家庭環境の変化とともに、家族が崩壊してしまったことが何よりもつらいです。」と述べている（甲 141・8、10 頁）

また、子どもたちの日々の生活を小学校校長としての立場で見ている浪江小学校校長氏が「実際に家に帰ると、仮設住宅に帰るという状況なもんですから、家はやっぱり大変な状況だと思うんです。小さなスペースの中にたくさんの家族が一緒に住んでいるとか、自分の勉強部屋がないとか、部屋がないという状況で暮らしているときに…」（同・28:23 以降）等と述べたことも、前述のとおりである。

このように、精神的苦痛は、子どもの精神面だけでなく、大人の精神面にも及んでいる。子ども、家族、そして元々の生活場所での家族生活を奪われた浪江町民の損害は明らかである。

(25) 申立書では引き続いで、家庭の経済的不安を指摘している。

c 家庭の経済的不安

「本件事故によって生じた家庭の経済的不安によって、子どもが家庭の経済状況を慮って遠慮したりすることにより、本件事故前まで行っていた習い事、部活、趣味等をやめたり、本来は進学を希望していたにもかかわらず、親に経済的負担を掛けないように就職を希望したり、中には家庭の経済的困窮を目の当たりにして、自分の将来の夢を諦めざるを得ない状況に追い込まれてしまっている子どももいる。」（申立書 72 頁）

この点について、申立人
の子もお金のことや狭い部屋での生活のことを気にして、今では高校を卒業

業後はすぐに働きに出ると言っています。」と語っている（甲 135・8 頁）。

この不安も、先の見えない生活から生じるものであって、子どもだけではなく、浪江町民全体に共通するものである。

（26）申立書では、引き続いて家族の精神的苦痛について指摘した。

d 家族の精神的苦痛

本件事故により、子どもの家族も多大な精神的苦痛を受けているところ、子どもは、大人（特に家族）の精神的苦痛やストレスを敏感に感じ取ることによって、不安や恐怖を感じたり、家族に気を使うことによって自分を表現できなくなってしまう危険性がある。（申立書 72 頁）

この点について、浪江町被害実態報告書の町民の声でも、「この 1 ページに書ききれないくらい精神的にも肉体的にも苦痛を受けた。特にひどい精神的苦痛は、私の子どものこと。子どものうち一人が、避難直後精神が不安定になり「死にたい」と言って家出をした。すぐに追いかけて説得して連れ戻したが、その時のことを思い出すたびに私の体調は今もおかしくなる。その子どもも今は何とか頑張って学校に通えるようになり、少し落ち着いてきたが、まだ不安定な時がある。他の 2 人の子どもも原発事故の話をすると「頭が痛くなるから言わないで。」とか、「僕は今の学校へはあまり行きたくない。」と言っている。毎日子どもたちの今後のことを思うと、大人の私でも精神が不安定になり、原因不明の腹痛や不眠になる。仕事にも支障があり、とても辛い。」（50 代男性）などのコメントがみられた（甲 100・85 頁）。

申立人 の孫も、本件事故によって避難を余儀なくされたことにより、母親の再婚相手との同居を余儀なくされているが、母親の再婚相手については、「あまり好きでない」と言っており（甲 136・7 頁）、現在でも祖母である同人と一緒に暮らしたいと繰り返し述べている（意見陳述）。

本件事故によって生活環境が変わったことによって、子ども自身が大きな精神的苦痛を受けているのであり、またそれを受けた保護者や家族の精神的苦痛も相乗的に増大しており、その大きさは、決して無視してはならないのである。

3 家族・地域生活（コミュニティ）の破壊と喪失の損害

(1) 申立書では、すでに引用した「家族との別離」等によるコミュニティの分断の他に、高齢者への影響、とりわけ健康面への影響を以下のように指摘した。

(5) 高齢者への影響、健康面への影響

ア 世帯破壊

先にも述べたように、浪江町では3世代同居程度は当たり前であり、自宅で家族の介護を受けながら生活している高齢者も多かった。しかし、震災により自宅から避難し、避難所、仮設住宅借上げ住宅に住まざるを得なくなり、そのような形での生活は不可能になった。そのため、介護が困難になった結果、高齢者は高齢であるにもかかわらず単独世帯での生活を余儀なくされるか、施設入所を余儀なくされるなどの状況となり、本来必要ななかった世帯破壊と、生活環境の変化を強いられることとなった（甲38）。（申立書72頁）

この点について、浪江町被害実態報告書によれば、60代以上の高齢単身世帯が震災後に増加したという結果が出ている（甲100・12頁）。たとえば申立人（現在79歳）も、3世帯で住んでいたが、事故後一人暮らしを強いられている（甲135・1頁）。

原発事故による世帯破壊は明らかであり、この精神的損害はあらゆる場面に相互に関連し、すべての浪江町民の精神的苦痛を高めている。

(2) また申立書は、避難町民の生活の変化等について、以下のように続けている。

イ 健康状態の悪化、認知症等の悪化

また、高齢者は仮設等での生活で、これまでの生活を破壊され、食環境等も大きく変わった結果、健康状態に著しい悪影響を受けている。

浪江町の高齢者は、これまで、日中は畠仕事などをして体を動かし、古くからの近隣住民と交流し、食事は自分で耕作した野菜や米、また近所からもらった野菜などを調理し食べ、コミュニティの中で、また十分な自然に囲まれ生活をしていた。

これまで農作業等で体を動かしていたものが、仮設等の生活ではそのような生活も奪われた。また、これまで近隣住民と密接に関わりながら生活していたものが、そのような関わり、交流も奪われてしまつた。

すなわち、コミュニティを破壊され避難した結果、これまでの濃厚な人間関係も奪われ、日常の会話も減少し、交流関係も著しく狭いものとなつた。(申立書 72 頁)

この点について、申立人 は、「浪江にいた頃は、(中略) 友達夫婦4組で旅行したり、誰かの家に集まって、お酒を飲んだり、お互に作った料理をお裾分けしあうなど、隣近所とのお付き合いも頻繁でした。しかし、原発事故でみんなバラバラになってしまい、避難生活が長くなって、そういうつながりも徐々に薄れてきています。今では年賀状の交換もしていません。かといって、今の仮設で、近所の方とそのような強いつながりがあるわけでもありません。」と述べている(甲 139・11頁)。長期に渡る避難生活によって、浪江町にいた頃に築いた地域に根ざした人間関係が崩壊してしまった一方で、避難という一時的な生活の中で人間関係を築くことができないことが端的にあらわれている。

申立人 も、「浪江にいたころは、仕事もしていましたし、友達もいましたので、頻繁に出歩いていました。(中略) 浪江の友達や、大熊の友達と連絡を取り合い、仕事が休みの日には一緒にご飯を食べたり、お茶を飲んだりするのが楽しみでした。しかし今は、仕事ができない上、周りに知っている人もほとんどいません。部落内の行事もありませんし、友達と遊びに行く話もありません。」「原発事故後、大熊の友達と話をすることもありますが、どうしてもあまり聞きたくない原発の補償の話になってしまないので、なんとなく連絡を取りづらくなり、今では疎遠になつてしまいました。」と述べている(甲 136・8~9 頁)。避難後に、避難

先での人間関係の構築はおろか、これまでの人間関係を維持することすら、事故によって困難となっているのである。

申立人 も、浪江にいた頃は毎日たくさんの友人と集まっていたが、今は週に一回集会場でお茶会をする以外、いつも部屋で一人きりでいる。仮設で知り合った人間とはいつかバラバラになってしまうとの思いもあるのである（甲 135・10 頁）。

(3) 申立書では、この生活の変化が健康状態に与えた影響について、以下のように主張が続く。

このように日常生活が著しく不活性化していった結果、高齢者の活力が奪われていった。このことが、高齢者の健康状態の悪化を招いている。

たとえば要介護認定者数の数をみると、要支援 1~2、要介護 1~3 の程度の認定数が顕著に増加している（甲 39）。（申立書 73 頁）

この点について、浪江町被害実態報告書によても、震災後、介護が必要となった人の度数が増加したという結果が出ている(甲 100・116 頁)。

そしてこの結果は、申立書での以下の主張をさらに裏付けるものとなっている。

これは、これまで支援、介護の必要がなかった層、または必要はあってもその程度が軽微であった高齢者の健康面等に悪化が生じ、支援が必要になったことを示している。そしてこの状況は、今日に至るまで改善の様子はない(甲 40~42)。

(中略) 健康診断結果を震災前と比較すると、血圧では震災前に比べると、どの年代でも要指導、要医療が増えており、特に震災後の平成 23 年に、要医療者割合が高くなっている。平成 24 年は減少傾向となつたが、特に 40 代~70 代の要医療者の割合が高くなっている。また中性脂肪についても、要指導者が増加している(なお、お酒や甘いもので数値が高くなると言われる)。コレステロールも要指導者が増加している傾向がある。血糖も、どの年代に関しても要指導者の伸びが大きい傾向にある。

この結果からは、震災後の食生活等の変化で生活習慣病になる確率は高くなる被災者が多いのではないか、また、震災の影響により眠れない等で血圧が高くなっている等の要因も十分に考えられる状況である。コレステロール、中性脂肪に関しては、たとえば①浪江町では野菜を作つて食べていた人が多かつたが、避難後は、買ってきて食べる人が多いこと、また②ご飯を作る気力がわからず作らなくなつた人が多いこと、③大勢の家族で暮らしていたときは、皆のためを思つて作つていたが、一人二人の避難生活では作る気になれないという話も多いこと等の、避難生活の影響が現れ、油の摂取等が多くなり、そのことが血圧、中性脂肪のいろいろな面に影響を及ぼしているという見方も十分に可能である。また、畠仕事などをやらなくなつたこと、近隣との交流がなくなったこと等による運動量の減少も、体重増加、BMI 等に表れているとも考えられる。(申立書 73 頁)

以上の点についてはさらに、浪江町被害実態報告書によれば、震災後、病院への通院が必要になった人の度数が増加したという結果が出ている(甲 100・116 頁)。

また、避難そのものによって著しく体調を悪化させた高齢者が多くいたことも忘れてはならない。たとえば申立人[○]は、[○]陳述書において、避難の過程で過ごした体育館で、床の上に直接ブルーシートを敷

いて寝起きするというきわめて劣悪な環境で暮らしていたために、体も冷え切って足腰が悪くなり、歩くことが困難になって、要介護1の認定を受けるに至っている（甲 138・3 頁）。

(4) さらに、家族の離散を余儀なくされている世帯が少なくなく、すでに触れた引用部分の他に、以下のようなデータ等も申立書で取り上げた。

(6) 家族の離散

ア 事故前の浪江町の家族形態について

浪江町は、震災前には約 7,700 の世帯があった（甲 38）。そして、各世帯人数については、1人世帯が 2,196 世帯と最も多く、2人ないし4人世帯もそれぞれ 1,000 世帯を超えるなど、4人以下の世帯が大半を占めていたが、他方で、5人世帯は 649 世帯、6人世帯は 344 世帯、7人世帯は 181 世帯、その他 8 人以上の世帯もあるなど、5人以上の世帯が全体の約 16% を占めていた（甲 38）。

また、住居については、（住居面積データ：略）。

以上のデータからは、浪江町の家族のあり方として、いわゆる核家族といった形態のほか、何世代かにわたる大家族が広い一戸建てで暮らしているという形態が、重要な浪江町の家族像の一つとして浮かび上がってくる。

実際にも、いわゆる旧家（甲 45）を代々継承している大家族はよく見られるところであったし、何世代にもわたる大家族が介護や子育ての面で協力し合いながら生活をしているという形態は、浪江町ではごく当たり前の光景であった（甲 46、47）。（申立書 35 頁）

この点について、たとえば、申立人　及び同　は、4 世代にわたる 8 人家族で、広い一戸建てで暮らしていた（甲 142・1～3 頁等。）し、申立人　も、3 世帯で 70 坪超の　家で生活を送っていた（甲 135・1 頁）。このような姿が浪江町ではごく当たり前の光景であり、そのような光景からなる生活を根こそぎ、町ごと、町民から奪ったのが、今回の原発事故なのである。

(5) そして家族の離散について、申立書では以下のように主張していた。

イ 原発事故による家族の離散

ところが、原発事故からの避難のため、福島県内の原発周辺住民は、世帯の分離を余儀なくされた（甲 48）。

浪江町も例外ではなく、震災前は約 7,700 世帯であったところ、震災後である平成 25 年 3 月 14 日には、10,700 世帯を超える数にまで増加した（甲 38）。

実際の避難状況をみても、平成 25 年 1 月の時点の町民調査によれば、世帯でまとまって避難していると回答したのが 42.3% であったのに対し、2 カ所に分かれて避難していると答えたのが 31.8%、3 カ所に分かれて避難していると答えたのが 11.4%、4 カ所に分かれて避難していると答えたのが 3.5% であった（甲 49）。

世帯人数の変化を見ても、世帯が分離させられた事実が浮き彫りになる。震災後の統計（甲 38、下記図表（※引用略）参照）によれば、震災前に 1 人世帯であった世帯数は、震災後もほとんどが 1 人世帯のままである一方で、2 人世帯 1,862 世帯のうち 4 割近くの 678 世帯が、3 人世帯 1,347 世帯のうち半数以上の 772 世帯が、4 人世帯 1,046 世帯のうちやはり半数以上の 701 世帯が、1 人世帯を生み出している。5 人世帯から 11 人世帯に至っては、震災後、ほぼ 8 割以上が 1 人世帯を生み出している。加えて、震災前の世帯人数が多いほど、震災後に世帯人数を維持あるいは増加させた割合が低くなっている。

これらのデータから明らかであるとおり、浪江町の家族は、震災後、2 カ所以上に離散して避難し、大家族であればあるほど家族が離散させられ、その結果、1 人世帯が増加するなど、家族がばらばらに生活することを余儀なくされた。小学校 1 年生から中学 3 年生までの浪江町民を対象としたアンケートにおいて、今住んでいる場所とは別に住んでいる家族がいると回答した子どもは、全体の約半数であった事実（甲 50）は、家族離散の現実を如実に示している。（申立書 35 頁）

この点について、上記主張をさらに裏付ける形で、浪江町被害実態報告書においても、震災後、1 人世帯及び 2 人世帯数が顕著に増加しており、世帯人数は全体として減少傾向にあるという結果が出ている（甲 100・9～10 頁）。

(6) なお、子どもたちに与える放射能の影響をおそれて、子育て世代の親が子どもたちを連れて遠方に引っ越しした結果、これまで一緒に住んでいたその親たちの親、子どもたちの祖父母に当たる高齢者らが、1人住まいを余儀なくされている事態も生じている。

この点について、申立人　　は、陳述書において、「現在、私は、この仮設住宅で一人暮らしです。」「息子の嫁と孫たち3人は、今回の原発事故の影響を恐れて　　に移り住んでしまいました。」「孫たちには全く会えません。　　からは、時々孫たちの写真が送られてきますので、仮設住宅で何をするでもない毎日の中、段ボールの上に飾ったその写真を眺めています。一日に最低でも3回は孫たちの写真を眺めて孫たちのことを考えているのです。」と述べている（甲138・8～9頁）。

(7) 家族の離散については、以下のようにさらに申立書では主張を続けてい る。

（6）家族の離散

ア 居住環境の変化による離散

原発事故による避難後の住まいとしては、仮設住宅や借上げ住宅、公営住宅、公務員宿舎の割合が、約8割を占める（甲49）。浪江町民の多くが、これまで居住していた家に比べて格段に狭い居宅での生活を余儀なくされている。（申立書77頁）

この点については、浪江町被害実態報告書によれば、震災後の住居の部屋数は激減したとの結果が出ており、裏付けが得られている（甲100・118～119頁）。

この離散の問題についてはさらに、申立書では以下のように続く。

世帯人数が多い家族は、一家族が一つの住居に入ることができないため、家族ばらばらでの生活を強いられているし（甲29）、仮設住宅に空きがなく、家族を近くに呼び寄せることができなかったケースもある（甲29）。また、住居が狭いことにより、遠方から家族が遊びに来ても泊まるスペースがなく、近くのホテル等を予約するしかなく、家族団欒の時間が十分とれないといった支障も生じている（甲29、93）。（申立書77頁）

この点について、浪江町被害実態報告書の町民の声では、「毎日孫が遊びに来てイベントが大好きだった家族もできなくなり、家族バラバラ。借り上げ住宅でも狭く、家族（子供、孫）全員集まることましてや泊まることもできず遠くに離れてしまい逢いに行くこともできず、夫婦だけの食事も食器を

置くところもなく最低な生活です。」(60代女性)などのコメントがみられた(甲100・82頁)。

申立人 も、本件事故以前は、子どもはすでに独立していたが、お盆や正月に浪江町の自宅に子どもたちを集めて過ごしており、それが毎年の楽しみであった。しかし、現在の借り上げ住宅ではそのようなことができず、ほかに集まることのできる場所もないため、「毎年にぎやかに過ごしていった盆や正月の楽しみがなくなってしまいました」と述べている(甲136・9~10頁)。

(8) 申立書では、引き続き、無職者の増加について以下のように述べている。

イ 就業条件の変化による離散

原発被害からの避難生活の中、浪江町民は、環境の変化や就業場所の喪失による就業難に悩まされた。震災発生当時、浪江町の有職者は61.6%であったのに対し、平成25年1月現在、有職者は38.1%にすぎない(甲49)。(申立書77頁)

この点について、浪江町被害実態報告書によれば、避難後に「無職」であると回答した町民が、避難前に比べて4倍に増加したとの同一傾向の結果が出ている(甲100・51頁)。

さらに申立書は就業条件の変化による離散について、以下のように続く。

また、就業先を見つけた町民であっても、その就業状況は決してよいものばかりではなく、父親が平日に別の場所に働きに出て週末のみ母子のもとに戻るいわゆる二重生活を強いられる家族も多い(甲47、91)。父親がない家庭では、子どもがさみしさから精神的に不安定になる場合もあり、子どもに対応する母親のストレスが増大するといった二次被害も生じている(甲90)。(申立書77頁)

この点についても、浪江町被害実態報告書の町民の声では、「主人と離れて生活しなければならなくなり、子供達がパパ、パパ、と泣く姿を見るのがとっても辛くて、私まで涙が出てきてしまった。原発さえなければ子供達がそんな想いをせずにすんだのにと考えると、辛くて辛くてしかたがない。」(30代女性)などのコメントがみられた(甲100・84頁)。

申立人 も、陳述書において、夫が単身赴任の時期につき、「娘3人に対する責任を一手に背負っているというプレッシャーもありました。夫は、よく私に対して、「(娘たちを)よろしく。」と言いましたが、正直なところ、夫のこういった言葉は、私にとって辛いものでした。重責に押し

つぶされそうになったこともあります。」と述べている（甲 142・11～12 頁）。

(9) そして申立書では、このような生活環境の変化による精神的対立等について、以下のような主張をしていた。

オ 生活環境の変化による精神的対立

原発事故による生活環境の変化により、浪江町民 1 人 1 人に大きなストレスがかかり、苛立ちが増大し、家族内での不和に結びつくケースもある（甲 4）。また、当面の移住先としてどこを選択するかについて、個々の就業状況や通学状況、その他の事情が異なることから、見解の対立が生じることも多い。さらに、被曝に対する考え方は個々人や世代によっても大きく異なり、将来浪江町に戻るかどうかという点をめぐって家族内で見解の相違が生じ、家族内不和につながることも多い（甲 47、91）。

こうした家族内の不和、意見の対立は、家族の構成員一人一人に大きなストレスを生じさせる。（申立書 78 頁）

この点について、実際に申立人　　は、陳述書において、夫が単身赴任という状態で、義祖母、義父母、娘 3 人と共にこれまでの自宅とは格段に狭い家でプライベートのない避難生活を送ったことについて、「周りに気を使うことを強いられ、プライベートがない生活が続く中で、私の中でストレスが溜まり、人との接触を避けるなどした結果、家族と円滑な生活を送ることができなくなり、家族がばらばらに生活するようになってしまいました。お互い、心身共に疲弊していた特殊な状況であったとはいえ、不和の禍根が残ってしまったような気がします。私自身、当時の自分の行動がどのように捉えられていたのか、自分自身をどう思っているのかと、どうしても気になってしまい、義家族と以前のように自然に接することが未だにできません。」と述べている（甲 142・8～9 頁）。

また申立人　　も、家族での避難中の話として「1 日中狭く慣れない部屋にすし詰めにされたことで、不満やイライラが募り、不要な口喧嘩等も起こるようになりました。それまでは喧嘩などはなく円満に過ごしていたこともあり、ここで一緒に生活をしてよいのかと考えるようになっていきました。このような狭いアパートで 4 人で生活をするのは、1 ヶ月が限界でした。」（甲 135・5 頁）と述べている。

(10) そして申立書では、家族の分離について小括して、その実情と精神的苦痛について、以下のように述べている。

カ 小括

以上のように、浪江町の家族の多くは、居住環境、就業や通学、介護などの理由により、ばらばらに生活することを余儀なくされ、家族一人一人に大きな負荷がかけられた。いったん家族がばらばらに離れて生活を始めると、特に当初は、道路や電車といった交通事情が悪化していたほか、交通費負担も大きなものとなるため、離散した家族同士が十分な交流の機会を得ることは困難となることが多い。他方、家族が一緒に生活していたとしても、原発事故を原因として精神的な対立が生じ、家族内不和が生じたケースも散見される。

このように、原発事故を原因として、一つ屋根の下協力し合いながら生活をしていた一つの家族が物理的にも精神的にもばらばらに引き裂かれることにより、家族離散が進むケースは後を絶たない。家族離散に直面した浪江町民の1人1人が、大きな精神的損害を被っている。(申立書78頁)

この点については、浪江町被害実態報告書の町民の声でも、「家族がばらばら」とのコメントがいたるところにみられたところである(甲100)。そしてその具体的な現れは、ここまで各所で証拠とともにあげてきたとおりである。避難生活は、家族の構成員一人一人にこのような多大なストレス、精神的苦痛を強いるものとなっており、すなわち浪江町民は、等しくこのような精神的苦痛を強いられているのである。

浪江町民は皆、生活の基盤を根こそぎ奪われ、生活環境の変化を余儀なくされ、家族の離散、生活上のさまざまな苦痛、健康状態の変化等を余儀なくされ、その各人の苦痛が相互に関連し、影響しあって、それぞれの苦痛をさらに高めていくという関係になっている。そして浪江町民一人一人が、共通した被害状況に由来して、それぞれに共通して著しく大きな精神的苦痛を被っているのである。

(11) 地域コミュニティが破壊されたことについては、申立書では以下のようにも指摘した。

(7) 地域コミュニティの破壊

ア はじめに

本件原発事故は、前述したような個人レベルの損害のみならず、浪江町の地域コミュニティを引き裂き、破壊した。

そもそも、人間は、観念の世界では独立自存しているが、現実の人間は一定の自然環境及び社会環境の中で、初めて生きて行くことができるものである。未来に希望がないような社会では、生きていることはできても、生きて行くことはできない。言葉を交わす人が誰もいないような環境では、空気を吸うことや食べることはできても、人間として生きて行くことはできない。人間は、自分の慣れ親しんでいる豊かな自然環境、そしてその場所にあって馴染んできた社会環境があって、初めて希望を持って人間らしく生きて行くことができるのである。コミュニティというのは、このような現実的、具体的な自然環境及び社会環境のすべてを含めた地域社会の総体のことである。

従来の浪江町には、行政区、消防団、防犯協会、スポーツ団体、伝統文化団体、PTA等、様々な地域コミュニティが存在し、それぞれが浪江町の暮らしを良くしようと努力していた。町民はこれらの有形無形の地域コミュニティに属し、そのコミュニティにより見守られ、安心して充実した生活を送ることができていた。しかし、原発事故に伴う避難によって、この町のコミュニティ自体が崩壊し、見守られるべき町民は安心のよりどころを失ってしまった。このように、目に見えない充実感、安心感の喪失自体、取り返しのつかない、きわめて大きな損害である。

そして、申立人らがこれまで育み享受してきた浪江町の地域コミュニティ、すなわち、自然環境及び社会環境のすべて壊されたこと、人間のアイデンティティの原点である「ふるさと」が一方的に破壊されたことこそが、本件原発事故の特徴であり、かかる被害においても、申立人の損害として考えられるべきものである。(申立書78頁以下)

この点について、申立人は、口頭審理において、「原発事故は、地域の人たちとのつながりを断ち切ってしまいました。自然と一体となっ

た暮らし、地域の絆、文化、芸能、行事、慣習など、全てです。歴史さえも否定されかねません。」と述べた。

なお、申立人らの地域コミュニティを破壊されたことによる精神的苦痛については、たとえば、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域といった申立人らの居住区域の放射線量によって異なるものではない。その具体的な現れとして、浪江町長馬場有は、平成 26 年 1 月 31 日実施の浪江町中心部商店街の現地調査において、

線量の比較

的低い避難指示解除準備区域においても、浪江町民が自ら死を選択するほどの多大なる精神的苦痛を受けていることを述べている。

(12) なお、請戸共同墓地は、区画数 181 にも上る大規模な共同墓地であった。津波被害を受けた上、放射能の影響で立ち入りが制限されていることから、現在も震災当時の状態そのままで、墓石が倒壊したままとなっている（甲 140・39 頁）。

浪江の町民は、先祖から浪江の町を故郷としている者が多く、墓を守ることを非常に大切に考えている。被害実態報告書においても、「先祖、故人の供養、墓参りができない」という苦痛度は非常に高かったことが明らかになっている（甲 100・70 頁）。先祖の墓を大切にすることすらままならないこの現状は、単に津波の被害ということではなく、まぎれもなく、全て原発事故の影響によるものである。

(13) 浪江町の自然環境の享有については、申立書では以下のように述べた。

イ 自然環境の破壊による損害

(ア) 自然環境そのものの破壊

浪江町は、自然の豊かな町であった。浪江町の西側には阿武隈山系の津島五山をはじめいくつもの山々が連なり、山菜、きのこ狩り等の、季節ごとの自然の恵みを享受しながら生活していた。町中でも緑が豊かで、大聖寺のアカガシ樹群、大堀の歯型のクリが福島県の文化財に登録され、また、丈六公園の桜や清水寺の三沢藤などが有名であった。町の中心部には請戸川、高瀬川が流れしており、アユ釣りや渓流釣りを楽しみ、請戸川沿いの請戸川リバーラインでは、春になると桜並木が壮観であった。高瀬川渓谷は四季折々の姿を見せる風光明媚な場所で、観光のみならず、釣りや写真撮影にも人気があり、浪江町の子どもたちが遠足で訪れる場所でもあった。

請戸川が太平洋に注ぐ請戸漁港の南側には請戸海水浴場があり、美しい砂浜が続いていた。

しかし、この豊かな自然は、本件原発事故の人工的な放射線によって丸ごと害されてしまった。現在も放射線量がいまだ低減されない場所が多く（甲 51）、50年経っても本件原発事故以前の状態には戻らないとさえ言われている。

申立人らは、本件原発事故以前のように、山できのこ狩りをしたり、川沿いを散歩したり、渓谷で釣りをしたり、砂浜で海水浴をしたりと、浪江町の自然を楽しむことができなくなってしまった。

(イ) 自然環境に密着した営みの破壊

浪江町の農地面積は田 1570ha、畑 437ha、果樹園他 28ha の合計 2035ha であり、温暖な気候の中、米を中心に野菜や果実など多くの農作物が収穫できた。また、畜産も盛んだった。請戸漁港は、ヒラメ、カレイ、白魚等の高級魚が主体で、水揚げ数量 2104 トン、漁獲高 8 億 4958 万円、「請戸活魚」として県外にも知られていた。白魚や小女子を加工して「浜のお土産」として販売していた（※なお、甲 140・41 頁）。請戸川ではサケの、高瀬川ではアユやヤマメなどの放流がなされ、浪江町の子どもたちも多く参加していた。ほかにも、野菜作りや花の世話、植木いじりを仕事や趣味にし、生きがいについていた町民は多かった。（申立書 79 頁）

この点について、浪江町被害実態報告書の町民の声では、「ふるさとの野や山、海や川には春夏秋冬の楽しみがあった。例えば、山に茸採りに行

ったり、川へ魚釣りに行ったり、町や大字の祭りごとに参加する楽しみも、東電の事件で皆出来なくなってしまった。この苦痛は大変なものだ。」(70代以上男性)などのコメントがみられた(甲100・72頁)。

申立人 は、口頭審理において、「春になれば山菜を探り、秋になればきのこを探り、漬けていろんな人に配っていました。あげる喜び、もう喜びがあるのです。生きがいです。山と地域の人との生活はつながっているのです。」と述べた。

さらに申立人 は、陳述書(甲137)7頁で、「野菜なんて、自分で買うことはありませんでした。都会の人にはわからないかもしれません、あげるうれしさ、もううれしさがあるものなのです。」と述べている。

しかし、原発事故によって、浪江町の豊かな自然環境に密着した営みも失われた。申立人 は、陳述書(甲137)16頁で、「自然の山や川と一体になった生活こそが、ふるさとでの私達の生活」だったと述べているが、それが原発事故により、根こそぎ奪われたのである。

(14) さらに申立書では、社会環境の破壊による損害のうち文化機能の破壊として、以下のように述べた。

(イ) 文化機能の破壊

浪江町は、本件原発事故以前は、地域ごとに多くの伝統行事を催していた。(申立書81頁)

申立人 は、口頭審理において、「地域の行事はたくさんあって、毎週のように何かの行事がありました。」と述べ、この点も裏付けていた。

そして続いて申立書では、田植え踊りという行事を例にとり、以下のように述べている。

「浪江町の赤字木ほか3地区では、毎年1月に集落内の家々を回り豊作を祈る「田植え踊り」という行事が行われていた。」(申立書81頁)

そしてこの点についても申立人 は、陳述書(甲137)10頁において、田植え踊りには「約400年の歴史があ」って、「県の重要無形文化財、国の選択指定文化財に指定されています。」と述べ、裏付けている。

続いて申立書では、他の行事についても触れ、また以下のように主張していた。

請戸地区では、豊漁・豊作や海上の安全を願って、毎年1月2日に「請戸漁港出初め式」が行われ、また若者たちが樽神輿を担いで2月の海に飛び込む「請戸の安波祭」が行われていた。町内の産業振興と経済の発展の目的で始まったと言われる「十日市」も毎年11月に行われており、また、毎年旧暦の1月8日に行われる「裸祭り」は、目抜き通りを駆け抜ける白装束姿の若衆に町民が杓子で冷水を浴びせ、一年間の無火災を願うという風物詩となっていた。

しかし、このような地域の伝統行事も、本件原発事故により危機に瀕している。(申立書81頁)

この点について、たとえば、申立人は、陳述書(甲137)11頁において、「田植踊りには、大人十数人と子どもが必要なのです。しかし、地域住民がバラバラに避難している現状では、人数が集まらないため、田植え踊りの練習すらままなりません。」と述べている。また、同人は、口頭審理において、「若い人たちは、将来の健康への不安から、(浪江町に)戻って来ることはないでしょう。若い世代は、田植え踊りなどの伝統芸能や文化を継承する担い手です。その若い世代が戻って来られないということは、伝統芸能等を継承する者がいないということです。」とも述べている。

このように、浪江町で代々伝承されてきた伝統芸能等は途絶える危機に瀕しており、このことは、コミュニティの中でこれらの文化機能を享受していた浪江町民の豊かな生活の長い積み重ねを、根底から奪い去ったものであることが明らかである。

(15) さらに交流機能の破壊についても、申立書では以下のように主張していた。

(ウ) スポーツ・交流機能の破壊

浪江町は、文化およびスポーツ事業にも力を入れていた。

毎年、町民の体力増進を目的としたスポーツ行事として、少年野球、少女ソフトボール大会や、ゲートボール大会等、年間47事業が開催され、年齢を問わず、多くの町民が汗を流し、親睦を深めていた。また、公民館事業として、青少年学級や一般学級等、浪江公民館においては9事業31教室が、津島公民館においては6事業17教室が開催され、多くの町民が生涯学習に勤しみ、親しんでいた。町民は、これらの事業やそれに付随するコミュニティに属し活動することで、充実した生活を送っており、町民同士はこれらを通じても親交を深め、強い結びつきを有していた(甲95)。(申立書83頁)

これももちろん、以前は確かに存在し、今では失われてしまったものである。この点についても、申立人　　は、口頭審理において、「運動会は、津島地区内にある部落ごとの対抗戦で、ものすごく盛り上がります。部落の人達は、皆顔見知りで、だいたい親戚のようなものだから、一体感があって、部落対抗ということになると、それぞれの部落の気質の違いが出て、やる方も見る方もすごく楽しいのです。みんな、それぞれの部落の旗を振ったり、太鼓を叩いたり、大声で応援します。競技中に部落毎の中間得点が発表されるのですが、それに一喜一憂し、優勝したとなると、部落全員で喜び合うのです。運動会のあとも、料理や酒を持ち寄って、部落の集会所で打ち上げをやります。運動会を振り返って、わいわい大いに盛り上がったものでした。」と述べていた。

(16) さらに申立書では、その他社会的機能、経済機能の破壊について、以下のように述べていた。

(エ) 社会機能の破壊

浪江町では、2万1000人の町民が家族や隣近所、行政区、学校、商店街など様々なつながりの中で生活してきた。

しかし、本件原発事故により、町民同士はもとより、家族でさえもばらばらにされてしまった。(略)

(オ) 経済機能の破壊

浪江町では、本件原発事故以前は、農業協同組合や漁業協同組合があり、商店や商工会や商店街があり、相互に経済的なつながりをもち、町民の仕事や生活を支えていた。

しかし、本件原発事故により、浪江町の全町民が避難し、ばらばらに生活することになったため、相互の経済的なつながりは断ち切られてしまった。(申立書84頁)

このつながりの喪失について、浪江町被害実態報告書によれば、震災後、中学校・高校の同窓会の開催は激減したとの結果が出ている(甲100・48~49頁)。また浪江町被害実態報告書によれば、震災後、自治会活動の実施、業種組合の実施は激減したとの結果が出ている(甲100・48~49頁)。

原発事故によりコミュニティが奪われていなければ、これらの再形成は当然可能であったはずであって、原発事故がこのようなつながりも奪ったことは明らかである。

そして、これらの経済的なつながりの今後について、申立書は以下のように主張していた。

そして、これらの経済的なつながりは、ある程度の規模であるからこそ意味があったのであって、今後、町民個人がぽつりぽつりと浪江町に戻って行ったとしても容易に再開できるものでもなく、以前のように仕事や生活を支え合えるものではない。(申立書84頁)

この点について、浪江町長馬場有は、平成26年1月31日実施の浪江町中心部商店街の現地調査の際、「商店」という明治時代から代々続けられてきた雑貨商の前において、本件原発事故の影響により、浪江町の多くの店について、再開の見通しを立てることができず、コミュニティ・歴史が破壊されてしまうおそれがあることを述べていた。

(17) そして申立書では、地域生活の復興の見通しが立たない現状を次のように指摘した。

東京電力からは原発事故の収束に向けた工程表が発表されたものの、メルトダウンした原子炉の廃炉や使用済み核燃料の処理の見通しは数十年以上かかるといわれており、今年に入っても冷却停止、排水漏れ等の事故が多発しており、放射性物質の排出のリスクは完全に止まったわけではなく、完全な解決の見通しが付かない状況が続いている。除染事業も一部で行われているが、浪江町などのような汚染レベルの高い地域（甲 51）では、安心できるレベルまで除染の効果が上がることは極めて難しいという状態にあり、いつ帰宅できるのかと焦燥も募り、将来の行く末を悲観する状態となっている。

（申立書 41 頁以下）

この点について、申立人は、陳述書において、「被曝した地域については、除染作業が進められていくようですが、自宅や浪江町の放射線量が、本当に住むことができる状態にまで下がるのか、不安です。除染をしても将来どうなるかわからないという不信感、不安感がありますし、どうなるかわからない状態の場所に、娘たちを行かせるといったリスクは到底負えません。東電は、将来、娘に病気がみつかったら、責任をとってくれるのでしょうか。」と述べている（甲 142・12～13 頁）。

申立人も、「私は、生きているうちには、浪江に帰ることはできないだろうと思っています。帰ることができるのがならばすぐにでも帰りたいです。ですが、家も直さなければいけませんし、放射能のため孫たちの健康も心配です。先ほど述べたように、家は相当傷んでいるので、修理可能だとしても相当の費用がかってしまいそうです。自分の年齢（現在 79 歳）を考えても、戻ることは難しいと思うのです。将来的に嫁と孫たちと一緒に暮らすとしても、浪江ではなく今いる福島市に住むしかないだろうとあきらめています。」（甲 135・11 頁）と述べている。

このように浪江町民は、帰還について、きわめて複雑に入り組んだ悲痛な心情（甲 100・91 頁以降）を強いられているのである。

(18) なお帰還に関連し、コミュニティ破壊の現状と今後の見通しについては、申立書では以下のように主張していた。

地震、津波による災害だけであれば、同じ町内に建設される仮設住宅等において、街の復興を直接目にして、希望を持ち、同じ被害にあった町民同士でともに支えあい、困難な避難生活を乗り越えていくことも可能であったであろう。しかし、未曾有の原発事故においては、二年以上が経過しても、復興の具体的な姿はいまだ見えず、とくに幼い子どもを抱えた世帯では、浪江町には帰らないという選択をした町民もいる。コミュニティの破壊は現在も速度を緩めることなく続いているのである。(申立書42頁)

この点について、申立人は、陳述書(甲137)14頁において、「原発事故がなくて、地震だけなら、今頃は復興に向けて部落の人達みんなでがんばっていたと思います。私の自宅だって、地震で屋根瓦の一部が落ちたり、犬走にひびが入ったり、浄化槽が動かなくなったりしましたが、原発事故がなければ、そんなものは今頃とっくに修理できています。」と述べている。津島地区(たとえば津島小学校について、甲145の1(DVD))も請戸地区(甲146の1(DVD))。なお以前の様子との対比について、甲146の2)も、また広く浪江町のいずれの地区でも、このことに差異はない。すなわち、現状はまぎれもなく、原発事故による結果であり、原発事故による損害なのである。

第3 本準備書面の結論

以上、損害について検討をし、証拠についても極力整理を行ってきた。そのうえで、浪江町民に係る損害の把握、算定、そして賠償の方法等について本準備書面での結論を述べる。

1 原発事故による浪江町民の損害（一律加算賠償の必要性）

以上のように、申立人らが申立書で主張した各損害についてはすべて十分に立証されている。そしてこれらの損害は単に個別の損害というにとどまらず、その中身を詳細に検討すると、すべての浪江町民が浪江町民であったことにより、そして原発事故によって被った損害である。すなわち、浪江町民として被った精神的苦痛については、町民間に不当な格差をつけることなく、町民一律に加算して賠償されるべきである。

2 損害の包括評価の必要性

また、これまで検討してきた各損害については、その立証の過程で実態を検討することにより、すべてが複雑に入り組んで相互に関連し、相乗的にその被害を高めあってしまっている関係にあることが、より一層明らかになった。すなわち、各被害はこれらを個別に「損害」として算定してそれを積み上げても、その総和は決して被害の総体と一致するものではなく、被害の実態を把握するには不十分かつ不適切であることが明らかになったのである。

そこで、本件ADR手続きでは、このような被害の実態を正面から見据え、るべき損害論を踏まえたうえで損害を総体としてもれなく適切に把握し、それを金銭評価し、適切な損害賠償を提示することが求められている。

以 上

